

イ　ン　ド

イ　ン　ド

面 積 328万7590km²

人口 8億7860万人（1992年央、IMF推計）

首 都 デリー

言 語 ヒンディー語（公用語）

宗教 ヒンドゥー教、イスラーム教、キリスト教、シク教など

政 体 共和制

元 首 S.D. シャルマ第9代大統領(1992年7月25日就任)

通貨 ルピー(1米ドル=30.566ルピー、1993年平均。)

会計年度 4月～3月



1993年のインド

ラオ政権の基盤、ようやく固まる

いの うえ きょう こ
井 上 恭 子

1993年は、アヨーディヤ事件の余波で始まった。事件の影響は払拭するには深刻すぎるが、政治的には年末の州議会選挙で一応の決着がついたといえよう。その間、ナラシムハ・ラオ国民會議派政権は、与党内部からの突き上げと、下院少数派政権として野党からの攻撃に苦しんだ。しかし夏の政府不信任案、10月から11月にかけてのカシミールでのモスク籠城事件など、いくつかの危機を処理し、さらに11月の州議会選挙では、対立するバラティーヤ・ジャナタ党（BJP）を抑え、12月の証券取引不正事件調査報告の議会討議も無事に乗り越えたことで、ラオ首相の指導力は確立されたと見ていいだろう。さらに年末には、野党を抱き込んだ結果ついに下院過半数勢力を達成した。91年6月に就任したラオ政権は、93年末で5年任期の半ばを全うしたことになる。

国内政治 ■ ■

ヒンドゥー教団体「民族奉仕団」（RSS）、その傘下の世界ヒンドゥー協会（VHP）、近年勢力の伸長が著しいBJPなどによるヒンドゥー主義運動の象徴となっていたアヨーディヤのラーマ生誕寺院建立問題は、ついに1992年12月6日、運動の対象となっていたモスク（ムスリム寺院）の破壊強行に至った。この暴力行為はただちに、ポンベイ、アーメダバード、スーラトなどの大都市その他に暴動となって飛び火し、モスク破壊から約10日間で、死者1200人余り、負傷者4700人をだす惨事に発展した。

この事件を、単純にヒンドゥー・ムスリムの宗教対立の枠で捉えることはできない。この事件では、両教徒が相対してはいるが、それは上記のような宗教・政治団体の介入と鼓舞による対立である。従ってこの対立は、組織的・政治的なコミュニナル対立と捉えるべきである。アヨーディヤ事件の政

治的意味は、中央政府与党の座を辛くも保っているインド国民會議派と、急伸著しいBJPとの政治抗争の展開のなかで見る必要がある。

BJPは、親団体であるRSSの支援を受け、RSS傘下のVHPによるヒンドゥー主義キャンペーンに乗って近年とくに勢力を拡大してきた。BJPは連邦議会では、1989年の第9次下院選挙では88議席を獲得、1991年の第10次下院選挙では119議席を得て、下院野党第1党の地位を獲得した。

このようなBJPの勢力伸長に、會議派は脅威を受けた。なぜならば、BJPが主張するヒンドゥー主義とそれに基づく秩序感覚や保守主義には、現状に不満を抱く有権者の多くが惹きつけられていくのに対し、會議派はBJPのヒンドゥー・コミュナル・イデオロギーに対抗できる有効な政治理念を展開できずにいるからである。また、BJPのヒンドゥー主義的扇動を阻止するためにとる措置がヒンドゥーの利益に反するととられることになれば、ヒンドゥーの反発が懸念される。會議派はそれも恐れている。ラーマ生誕寺院建立運動は、波に乗ったBJPと手詰まり状態の會議派との狭間で急速に勢いを増し、モスク破壊に至ったのである。モスク破壊後、政府は、BJPが州政権を掌握していた北部4州（ウッタル・プラデシュ（UP）、マディヤ・プラデシュ（MP）、ヒマー・チャル・プラデシュ（HP）、グジャラート）を大統領直轄統治下に置き、州閣僚會議を解任し、州議会を解散した。大統領直轄統治令施行の理由は、これらBJP州政府がアヨーディヤの寺院破壊に関与し、破壊を支援したことなどである。

続く1993年の政治が、多くの面でアヨーディヤ事件の影をひきずることは当然であった。とくに中央政府・与党會議派には、アヨーディヤでのモスク破壊と暴動の拡大を止められなかったことで、大きく揺らいだ政府への信頼を回復し、同時に、BJPの勢力拡大をくい止める必要があった。政治日

程では、憲法で上述の解散4州議会の改選が1年以内と規定されていることから、93年末の州議会選挙が最大の山場として設定された。93年の政局はこの年末選挙に向かって年初から動いていた。

●ラオ政府と与党会議派の動き まずラオ政府と会議派の動向について見てみたい。1993年を通してラオ政府と会議派の動向は、党内対立とBJPへの対応を軸に展開した。党内対立とは、「ラオ後」を照準にした反ラオ派からの攻撃とラオ首相（党総裁）からの反撃である。ラオ首相と反ラオ派の対立は、ラオ首相就任直後からすでにあったが、92年4月に南インドのティルパティで開かれた党全国委員会（AICC）で決定的となった。この大会は、政府が進めている経済自由化政策を支持し、政治問題ではBJPとの対決を宣言し、表面的にはラオ体制を信任したが、同時に開催された党中央執行委員会（CWC）選挙で、ラオ総裁が反対派候補を強引に引き下ろしたこと、両者の対立が先鋭化した。アルジュン・シン（資源開発大臣）とシャラド・パワル（国防大臣）（当時）が反ラオ派の中心にあった。対立は、BJPとコミニナリズムへの対応、セキュラリズムへの党の姿勢という、党の基本政策・理念を争点として展開している。そのためアヨーディヤ事件の処理に関して反ラオ派は、ラオ首相のBJPへの「柔軟姿勢」がアヨーディヤの惨事をひきおこしたとしてラオ攻撃を強めた。

1993年1月17日にラオ首相は内閣改造を行なった。14閣僚が辞任し、閣内大臣4人を含む10人が入閣、閣僚ポストの異動もあった。この内閣改造には、ラオ首相による党内反ラオ勢力の牽制という意味が読みとれる。それは、プラナーブ・ムケルジー（商業大臣）、ディネーシュ・シン（外務大臣）、A・K・アントニー（民間供給大臣）といったラオ支持派が入閣したこと、逆に反ラオ派の筆頭であるアルジュン・シン（資源開発大臣）に近いダルビール・シンとK・N・シンが更迭されたことからも明らかである。主要閣僚であるマンモハン・シン（内閣府長官）、バルラーム・ジャーカル（農業大臣）、シャンカラーナンド（厚生・家族福祉大臣）などは留任、さらに反ラオ派として先に挙げたアルジュン・シンとシャラド・パワルも留任した。またこの改造で、内務省に国内治安維持局が復活し、通信担当国務

大臣ラジェーシュ・パイロットが内務省に移り担当となった。混迷が続くカシミール、パンジャーピへの対応強化が狙いである。続いて2月19日に、ラオ内閣小幅改造があり、経済関係が強化された。

党内抗争への対応では、ラオ首相は、反ラオ派を懐柔する姿勢をちらつかせながら彼らの活動範囲を徐々に削っていく方法で、反対派を抑え込んだ。たとえば、1月31日にラオ首相は、アルジュン・シンを、アヨーディヤ問題に関する白書作成のための内閣小委員会の議長に任命した。アルジュン・シンは、アヨーディヤのモスク破壊に対して「思い切った措置」を求める党内意見の先頭にたっており、また、アヨーディヤ事件直後に発生したボンベイ暴動では直後に現地視察を行なうなど、積極的に行動し、政府の対応に不満の意を表明していた。ラオ首相の狙いは、アルジュン・シンを身近に置き、その行動に目をひかせることであり、議長任命がアルジュン・シンへの妥協でないことは明確であった。そのことは、この閣僚小委員会に、ラオ首相の腹心であるディネーシュ・シン（外務大臣）とムケルジー（商業大臣）が参加していることでも明らかである。アルジュン・シンは、小委員会の権限や諮問内容を不満として、小委員会議長を辞任（2月4日）するが、これはラオ首相派にアルジュン・シン攻撃の口実を与えた。

またアルジュン・シンは、アヨーディヤ事件への対応を議論するためにAICCの早期開催を要求していたが、これに対して首相は、まずCWCを招集する（2月8,9日）という措置で応戦した。このCWCは、「ラオ首相のもとでファンダメンタリストとコミニナル勢力の脅威を排除し、コミニナリズムと戦うための戦略を準備し、そのための戦略を実行に移す行動計画を作成する」ことを決議した。この決議で重要な点は、ラオ首相が党総裁を兼任する形で党を指導するという体制が承認されたことである。「1人1ポスト（つまりラオ首相の党総裁兼任に反対）」原則を盾にラオ体制に搖さぶりをかけようとしていた反ラオ派の作戦は、CWCがラオ体制を承認したことで実らなかった。さらに、2月22日開会の予算国会を前にしたAICC開催という案は大方の賛同を受けられず、ラマダンが終わった3月27、28日の開会と決まった。また、その他の戦略の具体化といった問題の決定も先送りされた。

2月17日に再度招集されたCWCは、「コミュニズムの危険とBJPのファシスト政治を暴露するための」国民運動委員会の結成を発表した。これは従来の対コミュニズム闘争計画枠を超えるものではないが、反ラオ派からの攻撃材料を減らす効果を持った。

一方、ラオ首相による反対派切り崩し工作も積極的に進められた。首相からアルジェン・シンへの攻撃を如実に物語るものでは、2月22日に開会した予算国会での与党下院議席序列の異動がある。アルジェン・シンとシャラド・パワルの序列が下がり、首相席より遠ざかった。逆にシャンカラーナンド厚生・家族福祉大臣とバルラーム・ジャーカル農業大臣の序列が上がった。さらに4月9日には内閣閣僚委員会が再編され、アルジェン・シンは、この改編により自然災害閣僚委員会を残して閣僚委員会のほとんどから排除された。

また、アルジェン・シンと並んで反ラオ派の筆頭とされていたシャラド・パワル国防大臣は、中央政府閣僚からマハラシュトラ州の州首相に転任した(3月3日)。同州会議派の内部対立により危機に立つ会議派州政府の建て直しのために、ラオ首相が同州出身のパワルに白羽の矢を立てたのである。アルジェン・シンとならんで「ラオ首相後」の最短距離にいるとされるパワルを、首相はこの人事で州に「追放」したと評された。その後、3月下旬のAICCでは、アルジェン・シンの行動が事実上封じられ、大会はラオ総裁指導体制への信任を再度確認した。この経過で、反ラオ勢力はこの時期以降、低迷を余儀なくされる。加えてパワルは、1991年下院選挙で不正行為があったとしてボンベイ高裁オーランガバード法廷で有罪判決を受け(3月30日)、その対応のためには党首脳と協調的な関係を結ばざるを得ず、結果的に、反ラオ活動からは手を引かなければならなくなってしまった。

◎証券取引不正事件 1992年4、5月に発覚し、規模の大きさと事件への関与の疑惑で政界、経済界を震駭させた証券取引不正事件は、同年7月に国会が両院合同委員会設置(JPC)を決定し、調査を委ねたことで、JPCの調査結果待ちということになった。93年1月5日にJPCが発表した推計不正取引金額は、前年10月発表より76億4000万ビ増えて

534億1000万ビとなっている。また、不正事件の中核人物とされるハルシャド・メータの調査が進むに連れて、被害金額の規模のみならず、大物政治家、高級官僚の関与の疑惑も浮上し、JPCがどれだけの事実を明るみに出せるのかという点にも関心が集まっている。同時に行われていた中央情報局の調査では、メータが持つ約150の銀行口座を調査した結果、彼が5年にわたって公的部門資金1200万ビを利用した事実も明らかにされた。

政治家の関与疑惑の点で会議派は、「閣僚は誰もメータから賄賂を受領していない」など、会議派首脳が証券スキャンダルに関与していないことを主張したが、疑惑を払拭するに至らなかった。このように、会議派首脳の収賄疑惑が高まるなかで、6月15日、メータ本人が、「1991年11月4日にラオ首相に直接670万ビを政治献金として手渡し、翌日さらに330万ビをラオ首相に届けた」と記者会見で発表したことから、事態は一挙に紛糾した。メータの攪乱戦術または陽動作戦との疑問もあるが、疑惑の渦中の人物が政治献金先として首相を名指したこと、証券スキャンダルは与野党の政治抗争の様相が強まった。首相も、受領を否定したが会見の事実は否定することはできず、潔白証明もできず、そのため野党から首相への不信任の声、首相退陣要求が生まれてきた。この問題ではついに7月28日に下院でラオ政府不信任案が採決に付されるという事態となった。不信任案は、反対262対賛成248の14票差で否決されたが、下院少数派のラオ政府が野党議員の票を搔き集めて辛くも乗り切ったという事実から、事件調査の決着と疑惑の解明にはさらに紆余曲折が予想された。

JPCの報告書作成で最も困難な点は、調査委員会委員が与野党議員からなっているため、証券不正事件発生の責任を現政権、前政権にどの程度帰するかについての委員間の意見調整である。そのような事情に加えて、首相の収賄疑惑は、JPCの作業を遅らせた。JPCは、予定されていた夏のモンスーン国会への報告書提出ができず、任期は冬の国会まで延長された。厳しいやりとりの末JPCは、11月30日によくやく、以降ラオ首相または新たな証人を召喚しないことを決定し、事件調査の幕を閉じて報告書作成の最終作業にはいった。

報告書は12月21日、議会に提出された。JPCが合

計96回410時間に及ぶ会議と86の個人・団体の調査、227人からの事情聴取を経てようやく完成させた報告書は、全2巻474頁からなる。対象期間は1986年から92年である。報告書はマンモハン・シン現大蔵大臣を、「事件は10年間にわたる金融制度の不備の結果である」としながらも、91年9月以降の株価暴騰を重視せず、銀行、金融機関の行動監視を怠った責任があるとして糾弾している。その他、前・元・現閣僚の名をあげ、職権を利用して銀行に不当融資を行ない担当部局の不明な投資を見逃したとし、さらに職務を忠実に遂行できなかったとして歴代インド準備銀行総裁を、また金融部門の監視を怠ったとして大蔵省ほか金融関係部局を、資金不正使用で銀行と結託した責任団体として公企業や企業グループなどを列挙している。

不正事件は経済自由化政策の進行につれて浮上し発覚したものであるが、報告書は、事件の核心に迫ったものとは言いがたい。事件発生の温床となった金融制度の矛盾が指摘され、欠陥が調査されるのではなく、また、焦点となっていた、公的資金が誰にいくら、どのように濫用されたかの解明も不十分であった。むしろ、このような事件の発生を阻止できなかった責任が誰にあったかが問題にされており、政争の具として利用された感が強い。

ところで報告書で厳しく監督責任を追求されたマンモハン・シン蔵相は、12月23日に首相に辞表を提出した。シン蔵相に関しては、JPCで責任を指摘された大多数の者とは異なり、証券取引不正事件への個人的関与は言わっていない。経済自由化政策の立て役者であるシン蔵相の辞任には各方面から反対の声がでた。蔵相の辞表を拒否すべきだとの強い声を受けてラオ首相は、国会での報告書審議の終了を待って、シン蔵相の辞表を却下した(12月31日)。政府は、議会審議の過程で一貫して、蔵相攻撃は経済改革への攻撃であるとの姿勢をとった。個人の責任に議論が集中するのを避けて制度の欠陥に議論が移るよう誘導し、経済政策を積極的に擁護する姿勢で、与党もめずらしく結束を見せた。こうして証券取引不正事件とJPC報告、さらに、シン蔵相辞任問題は、ラオ首相・シン蔵相の改革路線を追求していく必要性の確認という形にすり替えられて決着した。

●アヨーディヤ事件のその後 1992年12月6日のモスク破壊とそれに続く暴動事件は、社会に深い亀裂を残した。政府が、ヒンドゥー団体の運動対象のモスクを守れなかったこと、続く暴動でも住民の生命・生活を守れなかつたことなどから高まっていた政治・政府不信を、どのように修復しうるのかが注目された。焦点のアヨーディヤ係争地問題で政府は、92年12月27日の閣議決定(アヨーディヤ・パッケージ)に従い93年1月7日に大統領令で係争地6万7703㌶を接收し、モスクとラーマ寺の建設を目的とした二つの付託委員会(トラスト)を設置し、ヒンドゥー団体が主張しているラーマ生誕寺院の所在については最高裁の見解を求めることを決めた。この大統領令は、アヨーディヤ土地接収法として3月29日に議会を通過した。

破壊されたモスクの修復、ヒンドゥー団体が要求しているラーマ神生誕寺院の建立に関して、政府は明確な姿勢を出せないでいる。政府は、破壊されたモスクの再建を約束しているが、それを元の場所に建てるのか、それとも別の場所に移して再建するのかについては明言を避けている。モスク再建とラーマ寺院建立で、ヒンドゥーを刺激することなく、また、ムスリムの反発を買うことなく問題を解決することは、いまや至難の技となっている。政府は、上記トラストの設置などの行政措置の積み重ねと、政治的折衝により、解決の道を探ろうとしている。

行政措置では、アヨーディヤ事件に関連してとられた政府の措置に司法の違憲判断が下され、政府が苦しい立場に立たされた。MP州高裁ジャバルプル法廷は4月、同州の大統領直轄統治化(1992年12月15日に、アヨーディヤ事件に関連しているとして中央政府が同州およびラジャスタン、HPの3州BJP政府を解任し、州議会を解散し、州を大統領直轄下に置いた。なお、アヨーディヤのあるUPのBJP州政府は事件当日の12月6日に解任され、大統領直轄下に置かれた)を無効とする判決を下した。高裁判決は、これまで司法の判断領域外と考えられてきた憲法第356条のもとで大統領の州政府解任、行政掌握権限に、初めて疑問を呈したものである。政府は、とりあえず最高裁に高裁判決を不服とする訴えをおこし、同時に高裁判決の執行猶予令発令を求めて、時間

を稼ぐ策をとった。また6月には、同じくアヨーディヤ事件に関連して政府がとったRSSとバジュラング・ダル（RSS傘下の機動部隊）の非合法化措置に、デリー高裁が無効判決を下した。政府の行政措置は、司法の壁に突き当たっている。

宗教コミュニズムを政治と切り離す目的で導入をはかった政教分離法案でも、政府は挫折した。政府は、政教分離法案として、(1)セキュラリズムを定義するための憲法改正、(2)コミュナル政党の政党登録撤回、候補者資格停止を規定する国民代議法の修正、(3)コミュナル団体の政治活動を禁止する法律の作成、の3本を考えた。政府はモンスーン国会へのこれら法案の提出・成立を考えていたが、上記7月末の政府不信任動議と重なり、また法案内容に問題があり、与党内の意見もまとまらず、法案成立を断念せざるえなくなった。8月24日に下院は、政府の要請をうけた形で政教分離法案（憲法改正案と代議員法改正案がすでに議会に提出されていた）の討議を延期する決定を下し、これによって政教分離法案は事実上凍結された。

●与野党の攻防 このような失態とも言えるラオ政府の政治運営の混乱は、ラオ政府が下院少数派であり、与党内部からの突き上げを受け、BJPへの反撃に苦慮しているという状況に起因している。政治日程では、1992年12月に大統領令で解散された北部4州の州議会選挙が93年末に予定されており、この大きな政治的山場を控えて与野党がしのぎを削る状況にあったことも、ラオ政府・与党の困難を増す要因となった。

与野党の関係は、会議派からの議会多数派工作および、州議会選挙を照準にした各党派の協力・提携の動きなどで、1993年を通して揺れ動いた。会議派からは、ジャナタ・ダル（アジット・シン派）（JD(A)）への働きかけが目立った。これには下院多数派工作と、UPの選挙対策がからんでいる。一方、友好関係を保ってきた会議派とタミル・ナード州与党の全インド・アンナ・ドラヴィダ進歩同盟（AIADMK）は、軋轢が強まり、AIADMKは3月9日、国会での会議派との提携を断つことを宣言した。タミル・ナードで、会議派との対立が深化していることが、AIADMKにラオ政権への支持撤回を決定させたのであるが、会議派にとって下院勢力12

表1 党派別下院議席

政 党	議席数	総議席数	545
		有効議席数	528
会議派	266	会議派(S)	1
BJP	118	ハリヤナ・ヴィチャール党	1
JD	39	統一社会党	1
CPI(M)	36	ジャナタ党	2
JD(A)	3	MPP	1
CPI	14	シヴ・セーナ	2
AIADMK	12	ムスリム・リーグ	2
テルグー・デサム党	7	AIMEIM	1
ジャルカンド解放戦線	6	ASDC	1
革命社会党	3	アホム・ガナ・パリシャド	1
AIFB	3	ケララ・コングレス(M)	1
バフジャン・サマージ党	3	無 所 属	1
サマージワーディー党	3	指名議員	1

（出所） *Hindu*, 31 Dec. 1993.

人のAIADMKの支持を失うことは痛い。ただし、7月28日の政府不信任案の評決結果に見られるように、政府は、反対265対賛成251（棄権6、欠席8、空席11）の14票差で不信任案を凌いでいる。この採決で会議派は、自派248票に諸派・無所属10票を併せ、さらにJD(A)から7議席を切り崩して加えて265票を確保した。JD(A)の7議員は不信任案否決の上で重要な役割を果たした。党指令に反して反対票を投じたこの7議員は採決後、会議派に迎え入れられている。

さらに年末12月30日、残るJD(A)の中心部分（下院議員10、上院議員1）も党首アジット・シンとともに会議派に加盟を決定した。これによりラオ政権は下院過半数を確保、12月31日時点での下院有効議席528中266を達成した（表1参照）。

●州議会議員選挙 選挙管理委員会は1993年9月15日、92年12月に大統領直轄統治下に置かれた旧BJP政権下の4州州議会選挙を11月6日から12月7日の間に実施すると発表した。選挙は通例に従って11月末に短期間に実施されるとの大方の予想に反して、投票日が1ヵ月にわたることとなった。続いて9月25日、決定された選挙日程が発表された。UPは11月18日と20日、MPは11月24日と27日の2日間、HPは11月9日、ラジャスタンは11月11日、さらに新設のデリー首都圏議会選挙を11月6日、ミ

表2 州議会議員選挙結果

	総議席	選挙議席	会議派	B J P	J D	BSP/SP	その他
U P	425	422	28(46)	177(211)	27(91)	176*(42)	14
M P	320	316	174(56)	144(218)	4(29)	12(2)	13
ラジャスタン	200	199	76(50)	95(85)	6(55)	0	22
H P	68	68	52(9)	8(46)	0(10)	0	8
デリー	70	70	14	49	4	0	3
ミゾラーム	40	40	16	0	0	0	24

(注) 結果は各紙報道から作成した暫定数字。選挙管理委員会による確定発表ではない。(2) かっこ内の数字は、前回選挙獲得議席数。(3) *の内訳はSPが107, BSPが67, ほか2。

ゾラーム州議会は11月30日に実施することが決まった。

州議会選挙の焦点は、BJPがどの程度勢力を維持できるか、会議派の勢力挽回はなるか、UPなどの政治勢力の再編の動きは選挙にどの程度反映されるか、などであった。この州議会選挙はまた、ラオ政権が誕生して2年半という折り返し点での大きな山場であるため、政権の今後を占う意味でも重要な選挙となった。また、有権者が、アヨーディヤ事件にどのような判定を下すのかという点にも関心が集まつた。

選挙の結果は表2のとおりである。この選挙の結果、UP, HP, MPでBJPは州政権を失い、会議派はHP, MPで州政権を回復した。UPでは、BJP政権に代わってバフジャン・サマージ党(BSP)とサマージワーディー党(SP)の連合が政権の座についた。BJPの敗北は、BJPの宗教路線への批判を意味していると思われる。

州別の選挙結果ではまず、UPに注目したい。アヨーディヤ事件の地であるUPでは、州議会過半数政党はでなかつたがSP・BSP連合が176議席を獲得した。一方、会議派は議席拡大はおろか、前回議席をはるかに下回る惨敗を喫した。また、党としての結束を欠いたJDも議席を大幅に失った。BJPは州議会第1党の地位は確保したもののが177議席に勢力が後退した。SP・BSP連合の躍進は、指定カーストの支持を得ているBSPと、中・下位カーストに支持を持つSPが提携したことと、BJPと会議派に代わりうる存在として有権者の賛同と支持を集めたことにある。各党の得票率は、BJPの33%（前回得票率は32%）にSP・BSP連合が33%と拮抗し、会議派は20%にとどまっている。選挙の結果、UPにSP・BSP州政権(M・S・ヤーダヴ州首相)が成立した。

会議派は閣外協力を約束した。

H PとM Pでは、BJPはUP以上の敗北を喫した。BJP路線とBJPによる州運営が批判されたことが敗北の主因であろう。両州では会議派が州政権を奪回した。ラジャスタンでは会議派とBJPがJDの票にくいこんで議席を伸ばしたが、ともに過半数には達せず、無所属議員を取り込んだBJPが州政権を得た。

デリー首都圏議会は、BJPが議席の7割を獲得し、会議派はわずか14議席にとどまった。BJPが宗教主義を抑えた選挙戦術をとったこと、会議派、JDなどが反BJPの票をまとめられなかったこと、首都圏つまり会議派中央政府の膝元であることから経済問題や生活問題で会議派批判票が多かったことなどが、結果に反映したようである。なおデリー首都圏議会選挙は、首都圏法1992年の成立に基づき実行されたものである。

経済

概況 1993年の経済は、物価が安定し、農業生産も良好であったが、工業の長引く不況が影響し、93/94年度（4月～3月）GDP成長率は、落ち込んだ91/92年度の1.1%からは大幅に改善したものの、前年度暫定成長率の4.0%に及ばないもようである。物価の安定と工業生産の低迷は、91年以降の総需要管理政策の影響であるが、逆に、自由化政策の効果が発生していないことでもある。工業では、資本財生産が特に不振を続けた。しかし中間財・消費財部門は、年後半にいくらか改善を見せ始めている。総合工業生産指数の伸びは92/93年度が1.8%，93/94年度は1.6%程度と見られている。

対外勘定は好転した。輸出の好調と輸入の抑制

の結果、貿易収支赤字は92/93年度の33億ドルから、93/94年度当初9カ月で5億ドルに落ちている。93/94年度の輸出は19%増、輸入はマイナス2%となっている。外貨準備は、直接投資、送金、特別外貨預金などで順調に積み増され、年末には100億ドルを超えた。

財政赤字管理は難航している。4月に出された1992/93年度の財政赤字修正額は2月末の93/94年度予算案提出時の推計720億ルピーを大きく上回る1266億ルピーである。中央政府歳入減と公企業株式売却収入の不振によるものであるが、財政赤字は93/94年度に入って改善されるどころか、むしろ拡大した。9月にシン大蔵大臣は93/94年度の財政赤字を1700億ルピーと予想した。93/94年度財政赤字のGDP比は当初4.6%とされていたが、7.3%（前年度は5.7%）と予想される。

自由化措置の進展 1991年6月に成立したラオ政権は、93年も経済自由化の諸措置を積極的に進めていった。93年で世銀・IMF融資にもとづく構造調整計画は3年目にはいる。92年に経済は、90年から91年にかけての最悪状態を脱した。これを踏まえて93年2月末発表の93/94年度予算案には、貿易外貨取引完全自由化、関税・消費税減税、景気刺激のための貸出利子率引き下げ、などが盛り込まれ、経済自由化のもとでの成長実績作りの正念場を迎えたことを示した。

予算案提出に続き3月31日には、農産物とサービス財などの輸出促進を主眼に貿易規制を大幅に緩和する輸出入政策が発表された。これにより144品目について輸出規制がとれた。規制緩和措置は産業政策の面でも出され、4月には、乗用車、家電の一部、皮革製品への事業ライセンス取得義務が撤廃され、ライセンス取得義務のある業種は15業種に縮小した。また企業への貸出資金を拡大するため、4月7日インド準備銀行は法定流動性比率と現金準備比率を1ポイントずつ引き下げた。6月と9月には最低貸出金利も各1ポイント引き下げられた。10月には、法定流動性比率も再度引き下げられた。

外貨、外資に関わる規制の緩和は、これまでインド準備銀行の運用規定の修正および省令などで対処されてきていたが、外国為替規制法の包括改

正が必要となっていた。政府はとりあえず1月に、規制緩和を盛り込んだ外国為替規制法修正大統領令を発令した。また、企業活動の規制緩和のためには会社法改正も必要である。会社法改正法案は、5月に議会に提出された。投資家の保護、企業の多角化への配慮、新決算書式の導入、減価償却算定方法の改正などを内容としている。会社法および外国為替規制法の改正点は多岐にわたっているため法案通過に至るまでには時間を要するようである。なお税制改革も検討され、2月に出された税制改革に関する委員会報告（チェリア委員会報告）に基づいた改革のうち、直接税改革がまず実施を検討されている。

膨大な赤字を抱えた公企業の統廃合も経済改革の重要課題である。政府は赤字企業の株式売却による整理を一つの手段として検討しているが、労働者解雇という問題が解決されていないことなどから進展ははかばかしくない。再建不可能な赤字公企業の閉鎖判定は工業融資再建局（BIFR）が行ない、政府はその判断に従って行動をとるという手続きであるが、閉鎖・解雇という措置への反発を恐れて、BIFRの判定後を受けても閉鎖実行は滞っている。一方、財政収入増を意図した公企業の株式売却は、順調に進んでいない。3月に予定されていた12社の株式売却は入札価格が予定価格に達しなかったためキャンセルされた。公企業民営化も検討されているが、実行に移されていない。これには労働組合の反対が強い。12月には国営鉄鋼公社（IISCO）の民営化に主要労働組合が反対を宣言、IISCO民営化法案が下院に提出されることになれば、闘争で対抗するとしている。

インドでは労働政策との絡みで、企業が赤字を続けていても閉鎖よりも維持・再建を考える方向がとられてきた。しかし内外から求められていることの一つは、企業閉鎖の自由である。これに関連して、赤字企業に関する委員会報告（ゴースワミ報告）が7月に提出された。報告は、赤字企業再建のための提案とともに、赤字企業閉鎖を迅速化するための提案も行なっている。提案が実行されるには、諸手続きの改正と関連法の修正を要するが、特に赤字企業法、労使紛争法などの修正には時間がかかる。

●外国投資の動向 経済自由化政策への転換以降、外国投資は急速に増えている。外国直接投資政府承認額は、1991年の53億ルピーから、92年には389億ルピー、93年1月から11月には799億ルピーに拡大した。投資国ではアメリカが群を抜いており、上記各年にそれぞれ19億ルピー、123億ルピー、334億ルピーとなっている。93年については、アメリカについてイギリスの61億ルピー、続いてドイツ、スイス、フランスなどとなっている。

外国投資の大半は石油関連、食品加工、化学、エレクトロニクス、通信器機などの高技術産業となっている。1993年に申請を含めてインドに参入した企業の例を挙げると、GE社の家電生産計画、コカ・コーラ社の清涼飲料水生産開始、H・D・リー社およびリーヴァイ・ストラウス社のそれぞれ子会社設置と合弁承認、ケンタッキー・フライド・チキンのチェーン店設置許可などがある。政府は、外民間投資誘致策を次々と出しておらず、11月には、原則的に工業用その他で外国企業に不動産購入・開発を許可することを決定、同じく11月に、外国投資申請の自動承認上限を持ち株比率75ポイント

(これまで34業種について51%までをインド準備銀行が自動的に承認)に引き上げ、また業種も拡大しソフト・ドリンク、エレクトロニクス、家電白物も含め、さらに外資系企業による資本財輸入に課していた制限も廃止する方針を発表した。

●援助・国際収支 1990年から91年の厳しい外貨危機は、援助確保、外資導入、需要抑制などの積極的な措置により乗り切った。91年には輸出の0.6カ月分に落ちていた外貨準備は、93年末には同4カ月分の100億ドルに達した。このことから政府は、世銀融資の未使用分を利用しない方向で、援助資金導入の調整をはかり始めた。7月の対インド債権国会議は、93/94年度対インド援助として前年度実績を2億ドル上回る75億ドルを約束した。内訳は例外的資金不足への対応資金である早期実行融資が30%（前年度は25%）を占める。政府は、外貨危機を一応解消できたとして国際収支管理に余裕を持ち始めており、この早期実行融資で国際収支上の資金不足に充分対応できると考えている。この姿勢は、10月末に政府がIMFに対して、94/95年度まで拡大融資制度を利用しないと通知したことから

も窺える。

国際関係 ■■

●対パキスタン・対アメリカ関係 1992年にはインド・パキスタン首脳がダヴォス、リオ、ジャカルタで3回も接触し、リオでは外務次官会議の再開が合意されていたが、インド・パキスタン関係は93年を通して前進を見ず、むしろカシミール問題をめぐって陥落の度を深めた。

年初から両国の関係は問題をはらんでいた。まず、1992年11月のアヨーディヤ紛争の余波で延期されたダッカでのSAARC首脳会議が93年1月13、14日に予定されていたが、それが再度延期となった。インドでの宗教暴動の再燃を理由にラオ首相が首脳会議への出席をとりやめたためであるが、パキスタンとバングラデシュからのインド批判に対する牽制の意味もある。SAARC首脳会議は結局4月に開催され、予定どおり南アジア域内特恵貿易協定締結で基本的合意を達成したが、SAARCの運営がインドの事情で支障を来たした事実は残った。

アヨーディヤ紛争の余波暴動がようやく終息した3月、ポンペイとカルカッタで爆弾テロ事件が発生した。このうちポンペイの事件（3月12日）は、市中心部のオフィスビルなど13カ所での連続爆破事件で、約300人の死者、1500人の負傷者を生む大規模なものであったが、パキスタン人関与の疑惑が生まれ、対パキスタン関係を陥落させた。インドは、ポンペイ爆発事件の主犯と見られる人物がパキスタン軍情報部と関係を持っているとの疑惑を抱き、この人物の引き渡しをパキスタンに求めた。

カシミール問題では、前年に引き続き1993年も年初から波乱を含んでいた。パキスタンは1月4日、カンジュ外相が国会で「道義的、外交的、政治的情報部をカシミールのミリタントに与える」と発言をしており、加えて、カシミール問題解決のために国連決議の住民投票の実施を主張するなど、カシミールに関して強気の姿勢をちらつかせていた。この姿勢は10月、インド・スリナガルのモスクに、カシミールのインド帰属に反対するムスリム過激派が籠城する事件、および、米政府高官がカシミールを未解決の紛争地と称した発言をきっ

かけに、さらに顕著となった。

まずモスク籠城事件である。スリナガル市内にあるハズラトバル・モスクを、治安部隊との抗争で聖域としても利用していたムスリム過激派に対して、10月15日にインド治安部隊がモスクを包囲するという手段でた。過激派は、モスクにたてこもって対抗した。以降、小競り合いを続けながら事態は膠着状態に陥り、包囲の時点で民間人もモスク内にいたため、民間人の安全を守るという問題も発生した。さらにモスクという宗教施設への治安部隊の包囲は、1983年のインド軍によるシク教総本山攻撃とそれに連なる悲劇を想起させ、対処次第では惨事の再来かとの懸念も生んだ。しかしこの籠城事件は、11月16日に過激派の投降で流血の事態に至らず終結した。

事件は一応平和裡に終結したものの、波紋はインド政府の懸念以上に拡大した。パキスタン政府はこの事件に直接言及し、モスクの包囲を解除するよう要求した（10月17日、パキスタン外務次官）。10月24日には、同月19日に就任したバナズィール・ブットー首相がBBCとのインタビューで、カシミールからのインド軍撤兵と住民投票の実施を求める発言を行なった。

またこれに追い打ちをかけるように、10月29日に米クリントン政権のレイフェル南アジア担当国務次官補が、「アメリカは、カシミールは紛争地であり解決されるべきだと考える、カシミールのインド帰属を解決済みの事実とは考えない」と、インドの主張に真っ向から対立する見解を表明した。モスク籠城事件にインド政府が苦慮しているさなかに、籠城過激派の主張を支持することにもなる発言が米政府から出されたことは、偶然とは言えない。カシミールをめぐるインド・パキスタンの対立問題を、未解決かつ危険な地域紛争と規定する米政府の見解は、この問題を国際化することによって解決を図りたい、もしくは対インドで優位を得たいとするパキスタンの意向に好都合である。以降、カシミール問題、さらには核問題をめぐる印パの対立は、インドの意に反する形で「国際化」の方向に進んでいく。また、それと並行するようにアメリカから印パ問題への積極発言が出され、働きかけが進むが、これにともないインド政府は、従来の姿勢、つまり、域内問題への外部の介入を

阻止する姿勢が保ちにくくなつたことを認識するようになる。

◎対ロシア関係 ロシアとの関係では、旧ソ連時代に維持してきた緊密な関係をロシアと調整する問題が最大の懸案事項となっている。ルピー・ルーブル決済貿易から通常外貨貿易への移行、債務返済、インドにおける旧ソ連援助プロジェクトの継続・処理など、両国関係が新時代を迎えるにあたって調整すべき問題が山積している。しかし、おもにロシアの政治的な混乱から、両国の話し合は進んでいなかった。

両国関係は、1993年にはいってようやく具体的な進展があった。1月27日、エリツィン・ロシア大統領がインドを公式訪問した。この訪問で両国は、インドの諸公企業への商業借款3100億ルピーのうち37%の返済繰り延べ、両国貿易決済の外貨決済への変更、インドの債務総額3116億ルピーの返済方法、返済に適用する通貨交換レート、軍事技術協力などの点で合意した。旧ソ連時代とは異なり、ロシアとの貿易は年次貿易協定制度はとらず、協定による石油輸入も停止される。話し合いはこのように進展しているが、新制度による貿易・経済関係が軌道に乗るまでには、さらに折衝を重ねる必要があろう。

インドと旧ソ連共和国との関係では、2月にタジキスタンと経済、貿易、銀行、文化など6協力協定が調印された。5月にはラオ首相がウズベキスタンとカザフスタンを訪問した。ウズベキスタンとは貿易協定など5協定と友好条約（10年）に調印、カザフスタンとは合同委員会設置で合意し、インドはカザフスタンのバイコヌール宇宙施設利用をオファーされた。その他、大統領が7月にウクライナを訪問している。7月には上述のインド・カザフスタン合同委員会第1回会議がデリーで開かれ、科学・技術・農業・宇宙技術協力などが話し合われた。

◎对中国関係 中国との関係はさらに好転した。1月に北京で開かれた第4回印中合同作業グループ会議の折には、貿易品目の拡大、投資促進などを盛り込んだ通商協定が調印され、印中国境貿易ルートの増設も合意された。また6月にはデリー

で合同作業グループ会議が開かれ、ここで懸案の国境問題について大幅な前進をみた。国境の平和と安定の確保のための措置つまり、現在の両国間の実効支配線域での軍配備、軍移動の事前通告、領空侵犯の防止などについて合意に達した。

国境に関しては、9月のラオ首相の訪中で、「インド・中国の実効支配線の平和と安寧に関する合意」(参考資料参照)に調印した。合意は、1962年以降インド・中国間の事実上の「国境線」となっている実効支配線域での軍の配備、削減、移動の事前通告、領空侵犯の防止などについて両国の協議を定めている。合意はまた、国境問題協議のために外務省と軍の代表からなる小委員会を合同作業グループ内に設置することも定めており、これにより、国境問題に関する将来の話し合いのための出発点が形成されることになる。

中国訪問に続いてラオ首相は、韓国を訪れた。1973年に両国が外交関係を樹立して以来初めての首相による韓国訪問であり、近年顕著となっているインドの東アジア、東南アジア重視の現れでもある。インドはAPEC加盟に関して韓国に協力を要請したもようである。

1994年の展望 ■■

与党会議派は、1993年を乗り切ったラオ首相・党総裁のもとに94年に臨もうとしている。94年後

半から95年年初にかけては、大きな政治的山場としてアンドラ・プラデシュ、カルナータカ、ゴア、グジャラートなどの州議会議員選挙が控えている。この選挙は、96年に予定される次期総選挙の前哨戦となる。既述のように同党は下院過半数勢力を達成し、野党との交渉の場では強腰も可能となった。しかしラオ政権は依然として脆いバランスの上に立っている。党内の反ラオ勢力の沈黙は長くは続かないだろうし、94年の州議会選挙、さらには次期下院選挙に向けて、新たな攻勢に出ることは必至である。また、来る州議会選挙に向けて本格的な与野党の渡り合いが始まるならば、辛うじて確保した下院過半数も危うくなりかねない。

経済面で政府は、景気回復のために真剣に取り組む必要に迫られている。改革の政策効果による経済成長を実現するためには、1994年こそ工業部門を長引く低迷から脱却させなければならない。しかしその場合も、物価上昇を招来することだけは避ける必要がある。

対外的には、パキスタンとの関係調整が緊急課題であるが、展望は明るくない。両国の関係には、むずかしいカシミール問題・国境問題だけでなく、軍備・核問題が絡んでいるため、アメリカの世界戦略、利害とも関連している。そのためインドは、「問題は二国間協議で解決する」という従来の姿勢を維持しにくくなっている。

(動向分析部)

重要日誌 インド 1993年

[1月] 7日 ↪大統領令でアヨーディヤの6.7万戸を中央政府が接收。

9日 ↪ウズベク航空からリースのTU-54旅客機がデリー空港着陸に失敗し墜落、死傷者を出す。シンディア民間航空大臣は引責辞任。

↪ 1月13, 14日予定の南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議は、再度延期。

10日 ↪ポンペイ、アーメダバード暴動の死者186人に。

17日 ↪ラオ内閣改造、14閣僚が辞任、閣内大臣4人を含む10人が入閣。18日に閣僚担当が発表される。

23日 ↪メージャー・イギリス首相、訪印。27日まで。

27日 ↪エリツィン・ロシア大統領、訪印。

29日 ↪印ロ、合意文書に調印。エリツィン・ラオ共同記者会見。

[2月] 11日 ↪中央政府は、BJPが2月25日に計画していたニューデリー集会を許可せず。

15日 ↪メガラヤとナガランド州議会選挙投票。

16日 ↪政府は、特定石油製品の自由市場販売を認める。

17日 ↪石炭価格12.4%引き上げ。家庭用コークは除外。

19日 ↪ラオ内閣、小幅改造。6閣僚の任務追加。

↪ コール・ドイツ首相、訪印、22日まで。

22日 ↪予算国会開会。経済白書が議会に提出される。

24日 ↪122ページの「アヨーディヤ白書」、議会に提出。

25日 ↪BJPは禁止令に違反してデリー集会を強行。

27日 ↪連邦予算案、議会に提出。

[3月] 2日 ↪ルピー完全フロートに移行。

6日 ↪マハラシュトラ州首相にパワル連邦国防相就任。

11日 ↪トリプラ州、大統領統治下に。

12日 ↪ポンペイ市内数カ所で爆破事件、200人以上死亡。

17日 ↪カルカッタで爆破事件。死者60人にのぼる。

24日 ↪政府はパキスタンに、ポンペイ爆破事件容疑者メモン一族をインドに引き渡すよう要求。外相上院報告。

30日 ↪ポンペイ高裁は、パワル・マハラシュトラ州首

相に先の下院選挙で不正行為があったとして有罪判決。

↪ 世銀は「インドの要請に応じて」ナルマダ計画への未融資金1億7000万ルピーをキャンセルすることに合意。

[4月] 3日 ↪トリプラ州議会選挙投票。

7日 ↪トリプラ州に、左翼戦線政府成立。

↪ ラオ首相、タイを訪問。

10日 ↪第7回SAARC首脳会議、ダッカで。ラオ首相出席。11日に首脳会議は貿易障壁緩和を求める宣言を発表、閣僚会議で南アジア特恵貿易協定(SAPTA)調印。

↪ ダッカでラオ首相とシャリーフ・パキスタン首相が会談。ラオ首相は、ポンペイ爆破事件に関連するメモン一族の引き渡しを求めた。首相、帰国。

[5月] 11日 ↪最高裁判事弾劾動議、下院不成立。

17日 ↪ペレス・イスラエル外相、訪印(～20日)。

19日 ↪16州議会選挙区と2下院選挙区の補欠選挙投票。

23日 ↪ラオ首相、ウズベキスタン訪問。

25日 ↪ラオ首相、カザフスタン訪問。

30日 ↪西ベンガル州地方議会選挙。左翼戦線が優勢。

[6月] 1日 ↪ムケルジー計画委員会副委員長、訪中。

14日 ↪ラオ首相、オマーン訪問。

16日 ↪証券取引不正事件容疑者メータは、1991年11月4日にラオ首相に670万ルピーを贈ったと明かす。

↪ 首相は、受領を完全に否定する声明を発表。

18日 ↪BJP大会、バンガロールで。

[7月] 2日 ↪援助国会議は1993/94年度対インド援助を、前年度実績を2億ルピー上回る74億ルピーを約束。

↪ 政府は今後3年間の経済改革アジェンダを発表。

↪ ゴスワミ委員会報告書、発表される。

20日 ↪閣議は政教分離法案で意見対立、決定を見送る。

22日 ↪インド・カザフスタン初の合同委員会、ニューデリーで開催。科学・技術・農業分野での協力を検討。

26日 ↪モンスーン国会開会。

↪ 下院は政府不信任案を受理、政府は対決の構え。

↪ 政府は政教分離法案提出を国会初日に行なえず。

28日 ↪14票差でCPI(M)提出の政府不信任案を否決。

[8月] 4日 ↪JPCは報告書草案の各章ごとの検討を放棄、かわりにミルダー委員長に、委員との協議を経ながら草案修正を行なうよう、修正を委ねることを決定。

7日 ↪未明、ナガ民族社会主義評議会(NSCN)の襲撃でマニブル州クレン村民20人が殺害され、30人が負傷。

11日 ↪選挙管理委員会は、上院9議席、州議会3議席、下院1議席、州上院1議席の空席について選挙を布告。投票を8月17日と9月2日の2日とする。TN州のパラニとラニベティの布告は後日と発表。ブネー州議会補欠選挙開票は8月17日。

17日 ↪JPC委員長ミルダーは「本国会で報告書を提出することはきわめてむずかしくなった」との見解を表明。

18日 ↪国民戦線・左翼戦線主導の労働組合スト。

19日 ↪JPCは冬期国会の第1週まで任期延長を要請。

20日 ↪政府は憲法80次改正法案と国民代表権(修正)法案を議会に再導入。

21日 ↪ラオ首相、ブータン訪問。

24日 ↪下院は、政府の要請を受けて政教分離法案(政教分離と代議員法改正案)の討議延期を決定。

[9月] 1日 ↪インド準備銀行、貸出・預金金利引き下げ。

5日 ↪西ベンガル州議会補欠選挙結果、CPI(M)が全3議席を獲得。

6日 ▶ラオ首相、訪中、4日間。

7日 ▶中印、実効支配線(1959~62年以降の事実上の国境線4056km)での平和維持の協定に調印。軍の配備、削減、移動の事前通告、領空侵犯の防止についても協議することを合意。外務省と軍の代表を含む合同小委員会を国境問題について設置することを合意。

9日 ▶ラオ首相、韓国訪問。1973年外交関係樹立以来初めてのインド首相訪問。金泳三大統領と首脳会談。

15日 ▶選挙管理委員会、前BJP州の暫定選挙日程を発表、11月6日から12月7日の間とする。ミゾラーム州議会選挙(州議会任期は1994年1月29日まで)は10月から11月の間とする、デリー首都圏議会選挙は別途発表する。

▶マニプル州でNSCNが早朝ザウピクキ村を襲い、住民90人を殺害。

20日 ▶ラオ首相、イラン訪問。

▶国产最大ロケット(275t)打ち上げ、最終段階で軌道に乗れず失敗。

25日 ▶選挙委員会が確定選挙日程を発表。UP、MPは2日間の投票、HPとラジャスタンは1日投票、すでにデリー選挙は11月6日、ミゾラームは11月30日と発表、開票集計はUP、HP、ラジャスタン、デリーは11月27日から、MPは30日から、ミゾラームは12月4日。

26日 ▶ソニア・ガンディー夫人、北京で李鵬中国首相と面談。

▶ロビンソン・アイルランド大統領、訪印。

29日 ▶大統領令で、国家人権委員会が設立。

30日 ▶未明、マハラシュトラとカルナータカ州を中心に大地震、震度6。

10月1日 ▶政府は大統領令で、選挙コミッショナーを2名追加し、コミッショナー3人制とする。

2日 ▶シン外相、国連総会演説。相互信頼回復と地域の安定促進のためにパキスタンに話し合いを提案。

▶マハラシュトラ州政府発表の地震犠牲者数3550。

5日 ▶中央調査局(CBI)はBJP首脳ら40人を起訴。

11日 ▶準備銀行は年度下半期の法定流動性比率(SLR)をさらに34.75%に引き下げる。10月16日から実施。

12日 ▶CBIはH・メータが出しているラオ首相への1000万㌦贈賄主張について、司法省の助言に従い調査しないことを決定。

▶ラオ会議派総裁は、6州議会選挙の党候補者選定の責任を党中央議会局(CPB)でなく、自ら負うと決定。

16日 ▶軍は、スリナガルのハズラトバル寺院にたてこもった過激派約50人に対し、寺院を包囲。

17日 ▶JK州政府、ハズラトバルの過激派と折衝、投降を説得。

29日 ▶レイフェル米国務次官補、カシミールは紛争領土であり解決されるべきだと考える、カシミールのイン

ド併合を解決された事実と考えない、印パ間のシムラ協定は効果を生んでおらず時代遅れである、など発言。

11月6日 ▶デリー首都圏議会選挙投票。投票率61.8%。

15日 ▶蔵相、新結成のポンベイ・クラブの要求(国内企業に外国企業との競争のための「公平な場」を要求)は理にかなっていると評価。

16日 ▶ハズラトバルの過激派が籠城を中止し、投降。

19日 ▶最高裁はパワルに選挙違反容疑で無罪と判断。

27日 ▶州議会選挙開票開始。BJPはデリーを確保。UPではサマージワーディー党(SP)・バフジャン・サマージ党(BSP)が優勢。

30日 ▶JPCは、ラオ首相または新たな証人を今後召喚しないことを決定。この決定により委員会は12月17日までに最終報告書を提出できる。

12月1日 ▶ラオ首相は、選挙敗北で党首脳辞任を要求したクマラマンガラム議会担当国務大臣に辞任を要請。

2日 ▶冬期国会開会。

▶デリー首都圏にBJP政府成立。

3日 ▶HP州首相に会議派のV・B・シンが就任。

4日 ▶ラジャスタンに、BJP州内閣が誕生。

▶UPにSP・BSP連合州内閣が成立。

▶ダッカでSAARC閣僚会議(~5日)。

▶ダッカでディネシュ・シン外相がアリ・パキスタン外相と会談。

6日 ▶5日夜から6日早朝、列車爆破事件5件発生、死者1人、負傷者20人。いずれも幹線の旅客列車。

7日 ▶BJP首脳、特別検事のもとに出頭し、92年12月6日のモスク爆破に関連して拘禁される。8人とも保釈請求をしないため、12月20日までの拘留となった。

8日 ▶JPCは報告書草案を全会一致で承認。

▶ミゾラーム、会議派系州内閣が就任。

10日 ▶アッサム州政府はボド自治評議会設置を発表。

21日 ▶「JPC報告書」議会に提出される。2巻474ページ。

22日 ▶BJPとCPI(M)はそれぞれ、JPCで責任ありとされた閣僚すべての即時辞任を要求。

23日 ▶冬季国会は23日終了の日程を変更し、12月30日まで延長。JPC報告書を討議するため。

24日 ▶シン大蔵大臣、23日に辞表を首相に送ったことを記者団に公表。また蔵相は首相と会談。辞表を首相が受理して辞任を認めるまで蔵相の職にとどまるとする。

29日 ▶国会、JPCを討議。

30日 ▶ジャナタ・ダル(アジット派)、会議派に加盟。会議派は下院有効議席529中266となり、過半数勢力に達した。

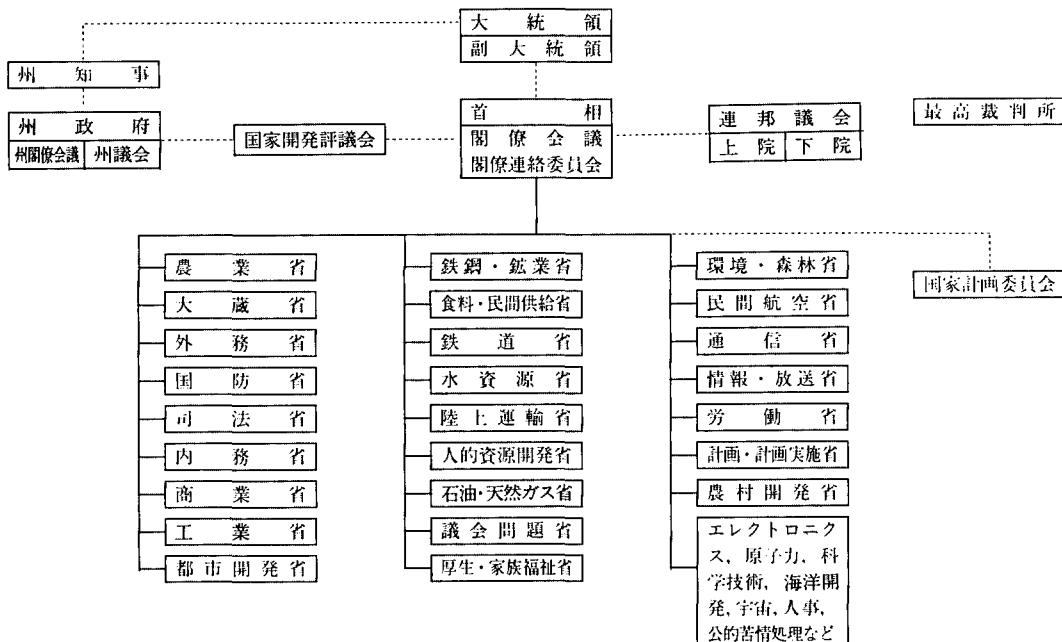
31日 ▶マニプル州が大統領直轄統治に。州議会は停止。

▶ラオ首相、シン蔵相の辞表(12月23日)を却下。

参考資料 インド 1993年

- [1] 国家機構図 [2] 閣僚名簿 [3] 実効支配線印中合意
[4] 「討議資料：経済改革、この2年間と今後の課題」

[1] 国家機構図 (1993年末現在)



[2] ナラシムハ・ラオ内閣閣僚名簿

(1993年12月末現在)

閣内大臣

- | | |
|--------------------------|--|
| 1 . P.V.Narasimha Rao | 首相, 人事, 公的苦情・年金, 科学・技術, 海洋開発, エレクトロニクス, 原子力エネルギー, 宇宙, 化学・肥料, 国防, 農村開発, 非伝統的エネルギー資源, 司法・会社関係, さらに工業その他閣僚不在の省を担当 |
| 2 . Arjun Singh | 人的資源開発 |
| 3 . B. Shankaranand | 厚生・家族福祉 |
| 4 . Manmohan Singh | 大蔵 |
| 5 . S. B. Chavan | 内務 |
| 6 . Balram Jakhar | 農業 |
| 7 . C. K. Jaffer Sharief | 鉄道 |
| 8 . Ghulam Nabi Azad | 民間航空・観光 |
| 9 . A. K. Anthony | 民間供給, 消費者問題, 公的配給 |

10. Dinesh Singh 外務

11. Sheila Kaul 都市開発

12. Sita Ram Kesari 福祉

13. V. C. Shukla 水資源, 議会問題

14. Pranab Mukherjee 商業

15. N. K. P. Salve 電力

国務大臣 (閣内大臣不在の省を担当)

- | | |
|--------------------|-----------|
| Ajit Kumar Panja | 石炭 |
| Balram Singh Yadav | 鉱山 |
| Giridhar Gomango | 計画立案・計画実施 |
| Jagdish Tytler | 陸上運輸 |
| Kalpanath Rai | 食料 |
| Kamal Nath | 環境 |
| P. A. Sangma | 労働 |
| Satish Sharma | 石油・天然ガス |
| Santosh Mohan Dev | 鉄鋼 |
| Sukh Ram | 通信 |
| Tarun Gogoi | 食品加工工業 |
| G. Venkat Swamy | 綿維 |

国務大臣

Akbar Ahmed	議会問題
Arvind Netam	農業
Bhuvnesh Chatruvedi	首相官房
Eduardo Faleiro	化学・肥料
H. R. Bhardwaj	司法・会社関係
K. C. Lenka	鉄道
Kamaluddin Ahmed	民間供給、消費者問題、公的供給、商業
Krishna Sahi	工業（工業開発局）
M. Arunachalam	工業（小規模工業局、農業・農村工業局担当）
M. V. Chandrashekhar Murthy	大蔵
Mallikarjun	国防
Margaret Alva	人事、公的苦情処理・年金、議会問題
Mukul Wasnik	人的資源開発（青年・スポーツ局担当）、議会問題
P. K. Thungon	都市開発、水資源
P. V. Rangayya Naidu	電力
R. L. Bhatia	外務
Rajesh Pilot	内務
Ram Singh	農村開発（荒廃地開発局担当）
Rameshwar Thakur	農村開発（農村開発局担当）
S. Krishan Kumar	非伝統エネルギー資源、農業
Salman Khursheed	外務
Sukhbans Kaur	民間航空・観光（観光局担当）
Uttambhai Patel	農村開発（農村開発局担当）
副大臣	
Faban Singh Ghatowar	厚生・家族福祉
Pam Lal Rahi	外務
Sulja	人的資源開発（教育・文化局担当）

3 実効支配線印中合意

以下は、1993年9月7日に北京で調印されたインドと中国による実効支配線地域の平和と安寧の維持に関する合意書である（*The Economic Times*, 1993年9月10日）。

インド共和国政府と中華人民共和国政府は、互いに、主権と領土保全、相互不可侵、相互内政不干渉、平等と相互利益、平和共存を尊重しあう5原則に基づき、印中國境地帯の実効支配線に沿った地域の平和と安寧の維持のために本合意に至った。

第1条 双方は、印中國境問題は平和的かつ友好的話し合いによって解決されるべきだと考える。双方ともいかなる場合にも、互いに武力行使もしくは武力行使の威嚇はしない。両国国境問題の最終決定を待ちながら、双方は両国間の実効支配線を厳しく尊重し、守る。いずれの側の行動も実効支配線を越えない。一方の人員が実効支配線を越えた場合は、他方からの警告により即時、実効支配線の自己側に戻される。実効支配線の部分について見解の対立がある場合には、必要とあれば、双方が共同して調査し決定する。

第2条 双方はそれぞれ、実効支配線沿いの地域の兵力を、両国の友好・善隣関係にふさわしく最小限に抑制する。双方は、相互主義と対等な安全保障の原則に基づいて合意した上で実効支配線沿いの勢力削減に合意する。実効支配線沿いの軍事力削減の程度、深度、時期、内容は、両国の相互協議により決定される。兵力削減は、実効支配線に沿った地域の部門別の相互に合意した地点毎に、段階的に実行する。

第3条 双方は、実効支配線に沿った地域での友好的な信頼構築措置を案出する。双方は、相互に特定した地帯では特別の軍事行動をとらない。双方は互いに、本合意で認められた実効支配線近辺での特定規模の軍事行動について、事前に通報する。

第4条 実効支配線域で偶発事故もしくはその他の問題が発生した場合、双方は、両国国境配備人員間の会合と友好的話し合いでそれらの問題に対処する。これらの会合の形態と両国人員の通信の手段については、双方が相互に合意する。

第5条 双方は、実効支配線を越える空域侵犯を防ぐ充分な措置をとり、発生した場合は相互に協議を行なうことにして合意する。双方は、実効支配線地域近辺の相互に合意した地域での空域活動の規制について協議する。

第6条 双方は、本合意での実効支配線への言及が、国境に関する双方の見解を損なうものではないことに合意する。

第7条 双方は、本合意にもとづく実効支配線域での軍事力削減および平和と平静の維持にとって必要な効果的検証と監視の形式、方法、規模、内容については、協議により合意する。

第8条 国境問題に関するインド・中国合同作業グループの双方の当事者は、協議に基づき、本合意の実行方法作成作業のための外交および軍事専門家を任命する。専門家は、実効支配線の配置に関する双方の対立の解消について合同作業グループに助言し、実効支配線域の軍事力削減の観点から軍事力配備に関わる問題に対応する。専門家はまた、合意の実施の検証、その過程で発生しうる対立の調停の面で、誠意と相互信頼の原則に立ち合同

作業グループを補佐する。

第9条 本合意は、調印の時点で発効し、双方の合意により修正、追加される。

合意は、インド外務担当国務大臣R・L・バティア、中国外交部副部長唐家璇が調印した。

④ 「討議資料：経済改革、この2年間と今後の課題」

以下は1993年7月2日に発表されたインド政府大蔵省経済局作成の「討議資料：経済改革、この2年間と今後の課題」の部分訳である。経済改革の目標、ラオ政府樹立から2年間にわたってとられてきた諸政策の内容、今後3年間に実施予定の政策説明が骨子となっている。

1. 経済改革の目標

経済改革の基本目標は、インド国民の生活の質を、迅速かつ持続的に改善することである。この目標の柱となるものは、所得と生産的雇用の迅速な拡大である。数億もの国民がいまだに悲惨な貧困にとらわれている。貧困の唯一の解決方法は、農業・工業・サービス業における所得と雇用の持続的な成長である。このような成長には、農地、道路、灌漑、工業、電力、そしてなによりもまず人間への投資が必要である。そしてこの投資は生産的でなければならぬ。発展の成功と持続は、資本・土地・労働生産性の継続的な拡大にかかっている。

人と資本への投資は必要であるが、迅速な生産性拡大には充分でない。我われは、我われの物的・人的資源の完全利用を促し、それらが最も生産的な方法で利用されるような環境を作る必要がある。どのような経済環境でこれは達成できるのであろうか。10数カ国の数十年に及ぶ開発の経験は、よい経済環境とは、競争的市場の原則が、初等教育、基礎的衛生施設、運輸、通信、そしてもちろん治安といった基本的公的サービスと結合したところにあることを教えている。そして生産者（公・民）は競争にさらされたときに最も生産的となる。政府は、個人の志向と努力を最大限に助成すべきである。それと同時に、市場が失敗したとき、もしくは強大な利益で搅乱されたときには介入すべきである。

迅速で広範な発展を促進する経済環境の育成は容易ではない。古い思考や行動からは脱皮しなければならない。有力な利益集団を傷つけるような困難な決定も下さねばならない。一般的な政策改正では充分でない。法律、政令、手続き改正が伴わなければならない。しかしこれらは実行可能である。我われは、数百万人にのぼるわが国民が海外に移住して成功する理由を考えてみる必要がある。彼らは移住先の環境で、厳しい労働、規律、社会

的責任の成果を得ているのである。我われは国内にそのような環境を確実に作ることができる。そうすれば国民9億人が、愛する祖国を去らずとも繁栄を享受することができる。

一世代の間に東アジアは変貌した。今日の中国、インドネシア、韓国、タイ、マレーシアは、我われをはるかに凌ぐ生活水準に達している。これらの国の総人口に対する貧困人口割合は1960年代には40%を超えていたものが10%以下に下がっている。彼らの寿命、栄養、識字、就学、医療施設のレベルは、20~30年前には大差なかつたにもかかわらず、今の我われよりもはるかに高い。彼らが成し遂げたことに我われは挑まなければならない。繰り返すが、我われの経済改革の目的は、富める者や特権を有する者だけでなく国民すべての生活水準の改善である。改革は困難であり、数年を要しよう。しかし、それに代わるものとして、貧困の広がりと継続、失業、文盲、疾病、栄養不良、物価騰貴、生産の停滞を受け入れるわけにはいかない。

この討議資料の目的は、過去2年間実施してきた経済改革政策を説明し、今後3年間の改革日程を提示することである。

2. 改革の当初2年間

(1) 危機と対応

本政府は、わが国がかつてない経済危機、社会・政治混亂に見舞われていた1992年6月に就任した。史上初めてインドは対外債務返済不能という事態に直面していた。外国民間金融市場へのアクセスは完全に閉ざされ、国際信用性は低下し、インドの経済運営についての国際金融機関の信頼は大幅に損なわれていた。我われは、金準備を担保に、しかも金を実際に海外に搬出することによってのみ融資を受けることができたのである。経済は、深刻なインフレ圧力、必需物資不足、財政危機に苦しんでいた。我われは経済破綻の崖縁にあった。

政府は直ちに経済的な国際信用性回復と国内・対外資金事情からくる不均衡是正の措置をとった。政府成立1ヵ月で出された初年度予算ではマクロ経済安定措置をとった。予算では、財政赤字を縮小させ、今後数年間の財政赤字のGDP比目標といった赤字幅縮小長期計画が発表された。通貨供給成長率も監視された。ルピー交換比率には、対外収支と国内経済条件に照らしあわせて引き下げ調整が行なわれた。国際収支勘定の債務返済圧力の緩和と外貨準備積み増し目的で、多国間・二国間の緊急融資が導入された。

これらマクロ経済危機管理措置はまもなく実を結んだ。1991年8月に年率17%であったインフレ率は、92/93年度末に7%に落ちた。とくに、消費者物価指数上昇率が並行して下降した。10億ルピーにまで減少した外貨準備は急

速に回復し、92/93年度末には64億ドルに達した。91/92年度に1.2%となった経済成長率は、92/93年度には4%に回復した。工業生産は92/93年度当初8カ月にかなり回復し、対前年同期比4%を記録した。しかしその後数カ月は、おもにアヨーディヤ事件の影響で悪化した。

マクロ経済の好転は、政府の緊急経済安定化措置と、すでに獲得したマクロ経済的安定を定着させ、かつ、対外貿易・支払い体制、税制、産業政策、財政その他部門における遅ればせの構造改革に取り組むための中期戦略の着手という2措置の成果である。目的は経済の底力を強化し、将来の危機に備え、さらに、平等と自立を伴った成長という基本的開発目標に備えることである。

(2) 財政不均衡の是正

改革パッケージにおいて重要な点は過去数年間に積み上げられた財政不均衡の拡大傾向を変えることである。財政赤字拡大は多くの問題を生んでいる。準備銀行からの政府借り入れ水準は高まっており、それによる通過供給拡大は高率のインフレーションを招く。大幅な財政赤字は直接的に国際収支の大幅経常勘定赤字を生み、対外債務問題を深刻化させている。大幅財政赤字はまた、予算支持のために社会の貯蓄の大部分を吸い上げてしまい、生産的投資資金の不足を招く。これは民間部門が直面することになる高金利となってはね返り、新規投資を手控えさせ、ひいてはわが国の国際競争力を低下させる。

これらの問題を認識し、政府の中期戦略は、中央政府の財政赤字を1990/91年度にGDPの8.4%から91/92年度に6.5%、さらに92/93年度には5.0%に段階的に削減するという重要な課題が盛り込まれている。91/92年度の赤字実績は6%と、目標値を下回って達成できた。しかし、アヨーディヤ事件に続く騒動は関税、消費税収入を縮小させ、その結果92/93年度は目標を0.6%超えてしまった。とはいえ、財政再建の努力は93/94年度にも続けられ、財政赤字目標はGDPの4.7%と設定されている。

(3) 産業政策の修正

経済改革の優先分野は産業政策である。これまで、わが国の産業政策の枠組みは、本来は企業の決定に委ねることが望ましい分野への広範な官僚統制を特徴としていた。ほとんどすべての分野で、企業設立、生産能力拡張にライセンスが必要であった。大財閥の投資・拡張には別種の許可が必要で、その目的は経済力の集中の規制であった。重要なインフラ部門のいくつかを含む産業活動のかなりの部分は公的部門に留保され、中核部門への民間の参入は不可能であった。国内企業が外国技術を取得するのにも政府の許可を要した。

経験が示すことは、これらの統制が、開発の当初は目的にかなっていたかもしれないが、時が経つにつれて非効率となり機能も失われてきたことである。決定には遅

れが生じ、しばしば規模、立地、技術の点で非効率な決定が下された。この制度は多くの場合、新規参入企業との競争から既存企業を守るだけでもあった。その結果、非効率と価格上昇をもたらした。わが国の工業部門の成長と、特に国際競争力をつける必要から、官僚統制を除去し、通常の市場競争原理に従って企業の決定がより大きな役割を果たせるよう制度を作り直す必要があった。そのため政府は、時代遅れの統制制度を解体すべく以下の措置をとった。

- ・危険かつ環境に影響ある特定産業を除き産業ライセンスを廃止する。
- ・投資、規模拡大に関するMRTP企業（独占的・制限的取引慣行規制法の対象企業、訳注）への個別許可是不要とする。
- ・公的部門に留保される業種を17から6に減らす。さらに、留保部門への民間部門の参入を認める。
- ・外国技術へのアクセスをより自由化する。

これらの変更はインドの産業のなかに、企業家が市場の条件に応じて自由に投資、規模拡大、近代化できるような競争環境を生みだした。この変化は産業界、世論に広く支持されている。

(4) 貿易・為替レート政策

過去2年間、貿易・為替レート政策に深い影響を与える変更がなされた。我われの貿易政策は長い間、ライセンスによる輸入の直接的行政統制を特徴としていた。消費財輸入の一般的禁止のみならず、資本財、原材料・部品、その他中間財輸入のほとんども、特に国産品がある場合、輸入ライセンス規制の対象となっていた。輸入（および輸出の多く）に対するこのような行政的・恣意的統制制度は、途上国中最高ではないかと思われるほどの異常に高い関税体系により補強されていた。この政策により、外国貿易の恩恵が押しつぶされ、不適正規模の非効率でハイコストな産業は奨励され、投入財コストは高くなり、輸出は多額の補助金を得てのみ競争力を持ち、国内産業への過度の保護は農業を差別することとなり、恣意的決断、違反、遅れが蔓延し、小・中生産者からは時間、努力、金の形で過重な代価を取り立て、為替レートの過大評価はサービス輸出を含むすべての輸出業者を苦しめ、海外出稼ぎ労働者の本国送金に損害を与えるなど、数々の不幸な結果が生まれた。

これらの欠陥を認識し政府は、まず補完的輸入ライセンス制度を輸出業者へのインセンティブ・ライセンス制度（エグジム・スクリプス=exim scripts）という広範な制度に拡大し、その後、消費財への輸入ライセンス統制をほとんど撤廃すると同時に二重為替制度（いわゆる「部分的為替自由化」）に移行し、最終的に現在の統一為替制度に至るという一連の大膽な改革に乗りだした。現在

の状況は、2年前と大幅に変わっている。

- ・ライセンスによる輸入統制は実質的に廃止された。消費財輸入への制限は続けられているが、資本財、原材料、中間財などは関税を支払い自由に輸入できる。
- ・輸入税は、1991年7月に上限150%，1992年2月に110%，1993年2月に85%へと段階的に引き下げられた。資本財輸入税は、多くの品目について25%から35%の範囲に下げられ、特定機械の輸入税は引き上げられたが、輸出用と特定プロジェクト用輸入税はさらに引き下げられた。
- ・金銀輸入の自由化は密輸志向をかなり弱めた。
- ・ルピーの交換レートは現在、外国為替市場での需給状況で決定されている。
- ・新措置の特徴は、市場が決定する交換レートがかなり安定的にとどまることと、非合法市場つまりハワラ(hawala)市場での外貨プレミアムがそれまでの25%に対して8%程度に下落したことである。

新為替レート制度は、サービス輸出、送金を含む輸出に大きなインセンティヴを与えた。非合法のハワラ市場をとおした本国送金流入の利点が少なくなったのである。従来、遅延とか汚職といった不満が絶えなかった輸出補助金の廃止もできた。また、従来輸出補助金の対象ではなかった農業・農業関連輸出が特に促された。農産物輸出への特別規制をふくむ輸出規制も撤廃された。

貿易・支払い制度へのこれらの改革は、輸出を促し、インド経済が輸入に呑み込まれるとの懸念を払拭した。輸入規制の全面的撤廃にもかかわらず、92/93年度の非石油輸入は90/91年度比15%減の153億1900万ドルであった。過去2年間、旧ソ連との貿易の破綻にあえていた輸出は、このところめざましい回復を示している。実際、一般通貨圏への輸出は92/93年度にドル・ベースで10.8%拡大し、アヨーディヤ後の騒乱がなければさらに改善していたかもしれない。今後も、産業、貿易、支払い体制改革は、充分に労働集約的かつ国際競争力のある工業化パターンの成長を促していく。

(5) 外国投資政策

我われは常に、外国投資は、我われの産業開発努力を補完するという重要な役割を果たすものであることを認識しており、外国投資は常に経済の多くの分野で認められてきた。しかし規則と手続きが現実に即応することを拒み、その結果として多額の外国投資を呼びいれることに失敗した。共産圏も含めて世界中で、外国直接投資は非負債資金流入として考えられ、技術導入の道具として、また、多国籍企業が世界的な連携のもとで活動を拡大している世界における、企業間提携を樹立する道具として受容されている。中国への純外国直接投資は1992年に50

億ドルを上回ると見られている。これに対して、80年代終わりから90年代初頭にかけてのインドへの純外国直接投資は年に1億～2億ドルである。中国について最大の市場であるインドが、工業化のための外国投資を呼び寄せられない理由はない。この潜在力の実現は、我われの資金が乏しいうえに、あらゆる部門へ投資を必要としていることから、ますます重要となっている。

この現実を認め、規制、手続きを簡素化し、外国投資家への条件を現在の世界の慣行に準ずる方向で作成することにより、多額の外国投資を呼び寄せる新政策を政府は発表した。

- ・34優先業種への株式51%までの外国投資は、インド準備銀行への登録を条件に自動承認とした。
- ・51%以上の株式投資は、政府承認を迅速化するために特別に設置された外国投資促進局(FIPB)により案件ごとに承認を受けることとなった。
- ・インド企業の対外投資、外国での提携手続きを迅速化、簡略化した。
- ・外国為替規制法(FERA)を修正し、インドにおける外資企業に適用されていた規制の多くを撤廃し、インド企業の海外での活動を容易にした。
- ・インドは多数国間投資保証機関(MIGA)の取り決めに調印し、外国投資振興に関心を持つ他の多くの途上国とともに同機構の一員となった。

これらの変更は、外国投資家の大きな懸念を呼ぶことに成功した。新政策の発表以来、自動承認とFIPBによる外国投資承認案件は約30億ドルにのぼった。これらは承認であって、実際の投資ではないが、現在の案件が今後2～3年に実際の投資となって実を結ぶことに疑問の余地はない。これまでに承認された外国投資案件の多くが、電力、石油精製、エレクトロニクス、さらに輸出可能性の高い部門といった、発展のために重要な分野に向けられていることは力強い点である。

一部から、外国投資に門戸を開くことは我国の経済的独立が崩壊するとの懸念も出されている。これらの懸念には根拠がなく、世界経済の潮流を把握できていない。インドの工業部門投資総額は92/93年度に約6600億ルピーで、年率実質約8%で成長している。95/96年度に外国投資が10億ドルに達しても、総工業投資の4%以下である。わが国の独立が崩壊する懸念はない。外国投資流入は現在進行中の国際化の過程に欠くべからざるものであり、我われは、懸念するよりも対等の条件で取り組むことを学ぶべきである。

(6) 税制改正

包括的税制改正はいかなる安定化計画、構造調整にとっても不可欠である。これは、マクロ経済の安定化のためには財政赤字の縮小が必要であり、この一端は、重

要度の低い部分の支出を削減することによって達成できるが、多くは税収の拡大で改善されなければならない。税収拡大は避税を促すような高税率ではなく、行政上簡易で妥当な税率で広範な税基盤に依存する税制によって最適な形で実現される。さらに、数十年間にわたって我が国の税制は不必要に複雑化し、多くの点で経済的に不当で、行政的に不備であった。特別免税と優遇税が拡大し、名目税率は高く、避税が蔓延していた。税率と手続きはしばしば変更された。税政策は経済的に健全な投資と生産決定を助長した。納税者への課税負担は多くの場合不公平であった。ラージャー・J・チェリア（Raja J.Cheelliah）博士を長として設立された税制改革委員会は、直間接税の大幅改革を勧告し、政府はその方向でいくつかの措置をとった。

- ・個人税制度改革を1992/93年度予算で進め、特定控除を撤廃する一方、所得税の最大限界税率を40%に引き下げ、同時にすべての生産的（金融的）資産への富裕税を廃止した。
- ・小商人にみなし課税制度を導入することで制度基盤拡大の試みを開始した。
- ・輸入投入財の高価格を引き下げ、国内産業への過剰保護を緩和するために、関税の引き下げと体系の簡素化という直接税改革を断行した。
- ・消費税簡素化の方向で、特定商品への高税率の緩和と免税対象の縮小を1993/94年度予算で着手した。しかしながら消費税はさらに改善する必要がある。

(7) 金融部門改革

貯蓄を動員し生産目的に向けるための能率よい銀行制度と、円滑に機能する証券市場は、経済再建が成功するために不可欠である。銀行制度と金融市场は取扱い量で急成長を遂げている一方、業務の効率と質の面で多くの欠陥が明らかとなってきた。これらの分野で大きな改革がなされない限り、我われは成長の加速と、必要とする競争力の拡大を実現することができない。

銀行部門に関しては、制度の弱点は金融部門改革委員会が詳しく分析し、その後の証券スキャンダルでも明るみに出された。明らかに銀行制度は過剰規制を受けてきた。銀行資金の大部分が法定流動性比率（SLR）により政府に押さえられるという多重管理金利制度は、銀行制度の金融面の健全性を弱め、商業融資に対する高金利を生んでいた。同様に、経理業務の不透明さと国際業務様式の未採用は、銀行の財務諸表にその資金ポジションが正しく反映されないという事態を生んでいた。このような状況では、貸付勘定の質は悪化し、「未回収」文化が銀行制度のさまざまな面に蔓延することになる。

政府は今後3年間で、銀行制度に健全性と長期的活力を回復することを決意した。この目的で政府はすでに

数々の措置を発表している。

- ・認識された国際業務慣行に沿って、1992/93年度から、所得認定、賃貸借、適正資本などに関する新たな会計基準を採用した。これにより銀行帳簿は、有効な監視と業務改善にとって必要な資金状態を正確に反映することになる。
- ・SLRで押さえられている銀行資金を縮小させる。この措置は今後も継続し、SLRを今後3年間に25%まで引き下げる。それにより工業、商業、農業が必要とする銀行融資は大幅に増額される。
- ・新制度の実施は、国営銀行のいくつかで資本損失を引き起こし、これらの銀行は資本再建を余儀なくされよう。政府はこのような資本再建のために1993/94年度予算で総額570億ルピーを充てた。同時に、今後同様の事態が生じないように経営内容を改善するための措置をとる。
- ・銀行の資本再建のための財政負担をできるだけ少なくするために、ステート・バンク・オブ・インディアその他の国営銀行に、資金調達のための資本市場直接参入を認める。国営部門銀行の経営は、資本の51%を保持している政府が継続して掌握する。
- ・既存の民間部門銀行には、国有化を懸念することなく拡張を認め、新規民間部門銀行はインド準備銀行の規定のもとで設置を認める。
- ・インド準備銀行による監督制度は、準備銀行内に副総裁の執行権のもとに新たに金融銀行監視局を設置することで強化する。
- ・統制金利制度を合理化し、簡素化する。銀行預金金利は上限をもうけて自由化された。貸出金利の種類は、2年前の6種から、現在は優遇金利2種と20万ルピー以上の融資への下限金利の3種となっている。
- ・これらの措置と並行に政府は、政府による市場借り入れへの金利も市場金利に近いものに引き上げた。これにより銀行が被る負担も軽減され、政府債務のための市場という必要機能の創設も円滑に行なわれるよう。

同様の改革が資本市場でも着手された。世界中の慣行にならって、株式発行の際の政府による量・価格直接統制を撤廃し、これらが市場により決定される制度に移行し、しかし市場の機能は、独立機関であるインド証券取引局（SEBI）の監視に従うこととした。SEBIは非法定組織として1988年から機能してきたが、92年2月に法定権限を付与された。92年5月に資本発行統制局は廃止された。この1年間、資本市場の機能改善のために数々の措置がとられた。

- ・SEBIは、取引慣行、公開規定、投資家保護その他の事項を改善するため、証券市場とその介在機関に

に関する包括的規制・規定を作成した。

- ・SEBIの規定・指導のもとに、民間部門互助基金の参加を認めた。
- ・全国規模の画面売買と電動取引・決済体制のモデル取引所として「ナショナル証券取引所」を設立する。
- ・年金基金、互助基金といった外国機関投資家に、SEBI規定に従った資本市場投資を認めた。

資本市場は1992年の証券取引スキヤンダルの後遺症と、証券発行自由化という新たな経験から生じた問題の結果、混乱した時期を経験した。しかし市場は比較的早く落ち着くもようである。92/93年に生じた変化は、93/94年以降の市場機能の展望を明るいものとしている。

(8) 公共部門改革

多額の資金が投資されている公共部門の実績は、いかなる改革努力からみても明らかに批判されるべきものであり、とりわけ資金不足の状況ではより強い批判を受けている。公共部門企業の多くは業績もよく、部門は全体として評価するに足る実績を上げている。しかし、公共部門が、再投資のための余剰創出という点で期待に沿っていないことには疑いの余地はない。公共部門全体の収益実績は常に目標を下回り、もし石油部門の収益を除外するならば状況はもっと悪い。州レベルの公共部門、特に州電力局、道路輸送公社、灌漑事業なども、同様の問題を抱えている。このような状況はもはや維持できない。

したがって経済再建は、公共部門の効率改善と、赤字公共部門への政府財政からの補填削減を目的とした公共部門改革を組み込まねばならない。財源が不足しており、貧困者の福祉のために多額の支出を要する教育や保健といった重要な分野の必要に応じきれない状況で、我われは財政に赤字公企業維持の負担を期待すべきではない。また、財政は公企業拡大のための資金負担を被るべきではない。これらは内部資金か資本市場調達資金で賄うべきである。

政府はこの線に沿っていくかの改革措置を導入した。

- ・1994/95年以降、赤字公企業への非計画融資という形での政府補填は段階的に解消していく。
- ・非インフレ財源調達のため、また、所有者の拡大と公企業経営に商業的因素を強めるために、公企業株式の49%までを指定営利団体に払い下げる。
- ・公企業に合併企業設立を認め、事業拡張計画のため市場での起債を認める。この方法では、収益性が拡張能力を決定する。
- ・公企業を工業金融再建局（BIFR）の活動枠に含めるために赤字企業法（SICA）を修正し、BIFRはそれにより、その公企業が再建可能か閉鎖されるべきかを決定できる。
- ・適切な価格調整ができないために公企業が抱え込ん

だ損失の問題に対処するために、価格決定、なかでも鉄鋼価格、石油製品価格、石炭価格の決定はより柔軟に行なう。

これらの変更は、公共部門経営陣と担当省に、繁栄はともかくとして、今後の存続は業績次第であるというシグナルを送り始めている。

(9) 改革の社会コスト

これまで述べてきたような構造改革は社会費用を要するため、これらの費用がそれを負担しきれない人々に重くのしかからないようにすることが重要である。社会費用はいくつかの理由のために発生する。まず、財政的制約が政府支出を制限し、その結果、貧困層の福祉に特に重要な社会部門での計画の遂行の速度が影響を被る。経済再建も、特定赤字部門や再建不可能な部門の労働者が、他の拡張部門もしくは新規部門に再就職するまで、雇用の一時的な損失をもたらす。その過程で総雇用は拡大するとしても、再建の結果労働者の一部が被ることになる困難は、最小にとどめる必要がある。政府は、この目的のために社会保障網を創設する必要を認識している。

- ・国家再建基金が、再建で影響を受ける労働者の補償、再訓練、再就職のための資金計画の目的で設立された。基金は、公企業の株式売却収入と多国籍、二国間援助からの融資で運営される。
- ・公的配給制度が強化され、特に後進的と認められた1700ブロックに拡大した。
- ・資金難から改革の初年度には制限が加えられた農村開発、保健、教育といった社会部門への支出は、過去2年の財政事情改善を反映して、1993/94年度予算で大幅に増額された。

3. 改革の日程

(1) 今後3年間

過去2年間の改革計画で着手された政策変更是、現在の国内、国際情勢に即していくつかの分野での政策調整努力を伴っていた。多くの実績をあげたとはいえ、経済改革事業が完了したと結論づけることは間違っている。いくつかの分野で取り取った成果は、今後数年間に我われがそれを確立する努力を怠るならば、覆されてしまうだろう。他の分野で政府のとった行動が利益を生むためには、州における実行で補完されなければならない。さらにその他の分野では、すでに発表された政策を上回る新たな措置が求められている。今後3年間の実行日程に加えるべき問題のいくつかを以下で論じる。

(2) 財政再建

我われは、大幅財政赤字が、生産的投資に向かうべき国民の貯蓄を生産的投資から遠ざけ、このような財政パターンが望ましくないさまざまな結果を生むことを懸念している。インド準備銀行への過剰な依存は、通貨膨張

を煽り、インフレを招く。高率のSLR、CRR（現金準備率）による銀行資金の留保は、銀行の利潤を低め、経済各面への信用供与を削り、かつ高価にし、その結果生産と投資を阻害している。金融・財政不足をまかなうために外国からの借り入れに大きく依存することは、対外債務の増大と国際経済の場での交渉力の喪失という危険をはらんでいる。これらすべての理由から、財政赤字の削減を継続していくことは、インフレ抑制、生産と投資への充分な信用の確保、中期的に安全な対外勘定の達成のために欠かせないことがある。対外債務危機、流動性危機の再燃を避けるために国際収支の経常勘定赤字を1992/93年度のGDP比2.2%から1996/97年度には1%以下に引き下げる必要がある。

中央政府・州政府あわせた今後3年間の総合財政赤字目標は、1993/94年度のGDP比7%から96/97年度に5%前後に引き下げることである。そのために中央政府財政赤字は、96/97年度に3%前後に縮小されなければならない。

我われは、総合財政赤字削減へのアプローチとして、今後は以下の5点を重視したい。

- (i) 補助金の削減と配分見直し。
- (ii) 統制価格に関して新たなアプローチの採用。
- (iii) 公企業への財政資金支出のさらなる削減。
- (iv) 支出統制を強める措置。
- (v) 税制改革の完遂。

中央政府は、肥料、食料、灯油・LPGといったいくつかの石油製品への大規模な補助金拠出を継続している。州では、灌漑、電力、公共道路輸送、その他多くの分野に多額の補助金が支出されている。補助金は役割を持つとはいえ、我われは財政能力を超えた無制限な補助金の膨張を維持することはできない。我われは補助金を、それを最も必要としている貧困層を対象にするように限定したい。

現在、肥料補助金は、農民への補助金と肥料産業および投入財供給への補助金という2つの部分から成り立っている。窒素肥料へのプラント特定維持価格制度は資金とエネルギーの浪費を招き、コスト削減をおろそかにさせた。肥料補助金を制限するためには、この制度を改める必要がある。農民への補助金では、補助金が小農民と限界的農民に向けられるように限定する必要がある。補助金はまた、末端サービスの強化を通じた肥料消費の改善でも制限できる。

食糧補助金は、最も弁護されていい補助金であるが、ここでも、運営可能な範囲に限定する必要がある。我われは、現在ほとんどすべての所得層を対象としている公的配給制度（PDS）の抜本的見直しを行なうべきである。PDSは、非貧困層を除いた社会的弱者を対象としたい。

食糧補助金はインド食糧公社（FCI）への補助金も含んでいるが、これはFCIの業務改善、さらには州による買い入れ・配給業務の地方分担を進めることで打ち切るか削減することができる。運営を国民により密着させ、買い入れ機関相互に競争を導入することで、食糧補助金を抑制し、より効果的に貧困層を対象とすることができます。

電力、灌漑、公的路線輸送、非初等教育といった基盤サービス提供コストのごくわずかしか回収できないような利用者負担金も、多くの補助金を必要とさせている理由であるが、この補助金も時間をかけて減らしていく必要がある。安い水料金、電力料金、高等教育料金に恩恵を受ける者もいるが、コスト割れ料金体制を続けることでこれらのサービスの質、持続性、将来の成長は著しく損なわれる。したがってこの方向を継続することは、供給制度の基本的効果を損なう。さらに、これらの補助金のほとんどが、補助金を「獲得」できる力を持つ余裕ある人々に享受されている。真に貧しい人々にはほとんど及ばない。このような補助金が制限されない限り、我われは、水不足、電力不足、貧弱な教育技術といった問題の悪化について、我われ自身を非難し続けることになる。したがって、これら公共サービスの利用者料金は、供給価格を回収できるよう漸次引き上げていく必要がある。貧困層へのサービスの一部に対する補助金の弾力的運用は制度化しうるが、平均利用料金はコストを考慮して決定すべきであることは言うまでもない。しかし、可能な限り民間生産者からの競争を取り組んだ妥当な価格設定は、料金引き上げが非効率な経営や重要部門での浪費拡大を招かないために不可欠である。

我われは統制価格へのアプローチを見直す必要がある。価格上昇の時にも長期間統制価格を変えなかった結果、損失を招き、結果として財政赤字を増大させ、全体的にインフレを引き起こした。石炭、石油、石油製品、肥料、必需農産物といった輸入可能な物資もしくは輸入可能な代替物資の価格は、輸出入ライセンス撤廃により、しかし必要な保護を施しうる適正な関税水準にしたがって監視することが可能である。電力、運輸（貿易不可能）といった基盤サービスの場合の最適な価格監視は、他のすべての分野での民間供給者との競争導入といくつかの自然独占を組み合わせた規制的枠組をとおして行なわれる。原則として、価格統制が続けられる場合には、損失の拡大を防ぐために頻繁な価格修正が認められるべきである。小幅な価格変更はマイナスにはならず、むしろ、時間をかけて積み上げられた大きなねじれがもはや修正不可能という事態になることを防ぐことができる。

我われはすでに公企業への財政支援を中止し、これら企業に、拡張や資本運用への資金を賄うための余剰は自分で生み出すべく商業主義原則で操業を進めるよう促し

ている。我われはこの方向を進めていく必要がある。財政資金が乏しく、貧困の解消や社会部門への計画のための資金を必要とする状況で、赤字公企業に何年間も資金を振り向け続けることは正当化できない。

これらすべての措置は、政府支出の抑制に貢献する。我われはまた、支出を抑制し、すべての実行中の部局プロジェクトの再評価を行なうことで、ゼロ・ベース予算を復活する必要がある。経済改革により、政府機能のいくつかは不要になり、逆に新しい機能が発生している。我われは、機能が縮小する組織、部局を除去し、また大幅に削ることで、政府機構の組み替えをする必要がある。不要になった機能から新規機能への労働者の再配置は、労働者の士気を維持し、支出面で必要な経済性を達成するよう慎重に運営する必要がある。

(3) 税制改革の遂行

我われは、税制改革委員会が提案した包括的税制改革に着手した。この過程は今後数年間継続される。我われの最終目的は明確である。我われは、単純で穩当な税率で広い課税基盤を持ち、円滑に行政が機能し、そして何よりも経済効率、成長、平等を促す税制を導入したい。必要な措置には、改正付加価値税（MODVAT）の課税対象拡大、関税の段階的引き下げ、関税と消費税における無駄で複雑な免除規定の廃止、すべての主要税について行政の改善と近代化、そして州政府との協議のもとで完全付加価値税制度への段階的移行が含まれる。課税対象の拡大は、関税・消費税率の合理化と、税制改革委員会から出された法人税勧告の実施のための基礎となるものである。

国内間接税についての我われの長期目標は、付加価値税への完全移行である。しかしこれには、中央と州の間の課税権限配分を規定している法律の改正を要する。しかし現行法律の範囲内でも、我われは、現在の消費税プラスMODVAT制度に付加価値税体系を組み入れることはできる。特に我われは、以下のことを実行したい。

- (i) 課税基盤を拡大し、現在は対象外である品目、サービスを加える。
- (ii) すべての品目特定・利用者特定免税を廃止する。
- (iii) 原材料、部品、その他の中間財への税率は1~2種とし、税率差適用は最終消費財段階に止め、区別は必需品、一般品、奢侈品と大きく分けるのみとする。
- (iv) MODVAT信用を全部門に拡大する。
- (v) 徐々に特別税から従価税もしくは自動・インフレ指数化特別税率制度に移行する。
- (vi) 税の徴収と査定を計量方式から通帳方式に移行する。

過去3回の政府予算での関税率の引き下げにもかかわ

らず、わが国の関税体系は最高税率85%と世界的にみて高い部類に入る。他の途上国が消費財を除くほとんどの物資への関税率を10~20%に引き下げているときに、我われはこのような高関税率では国際競争力を獲得しえない。消費財の場合は、異常な高関税が、この部門を厳しく保護するための輸入規制と組み合わされていることから問題が生じている。このような保護は減らしていく必要がある。そうしなければ保護は、生産活動を、保護が少ない分野から消費財分野に向かわせてしまうであろう。

関税改革に関して今後3年にわたる我われの計画は、以下のとおりである。

- (i) 平均関税率を、最高税率50%として25%水準に徐々に引き下げていく（免税輸入は除く）。
- (ii) 輸出生産での投入財免税以外の末端消費者特別控除は廃止する。
- (iii) 相殺関税による免税は廃止する。
- (iv) 消費財への関税、輸入税を徵収する。1996/97年度までにすべての消費財は、若干の社会的、環境的、保健的理由を除き、関税プラスOGL（オープン・ジェネラル・ライセンス、量規制のない通常ライセンス）輸入制度に従う。

これらの変更は、総合財政赤字削減の継続という我われの誓約の実行のために必要な歳入拡大を優先させながら、慎重に順を追って実行していく。

所得税は国民のごく一部に関わるものではあるが、農業を除く生産体系の多くに関与している。各国の経験に基づき税制改革委員会は、適切な直接税は、減税と免税に頼ることを減らし、効果的な課税実施を伴うことで、自発的納税と税収増を促すと勧告した。すでに1993/94年度予算で我われは、次期予算では法人税率を引き下げる発表した。我われは、財政事情の逼迫度にあわせて所得税と法人税の段階的引き下げを継続するつもりである。我われはまた、納税者が申告書を税法に従って提出しやすいように、法律、規則、手続きを簡素化する方針である。これに付随して、みなし税の範囲も徐々に拡大する。

最後に、税制改革は税行政制度全体の並行的、制度的改革を伴わないかぎり順調に進まないことを認識したい。税制改革委員会はこの面で詳細な勧告を行なっている。政府は、委員会の勧告に基づいて今後3年に包括的税制改革を実行することを提案する。

(4) 人的資源開発

すでに述べたとおり、余命、入学登録、医療といった人的資源開発指標は、多くの東アジア諸国にはるか及ばない。

我われには改善の余地がある。国民はわが国の最も価値ある資源であり、その開発を我われの経済改革・開発

目標の中心に据えたい。

わが国の政策は、余りにも頻繁に、社会の裕福な人々の教育と保健のための補助に過剰の資金を割いてきた。高等教育が多額の補助金を受ける一方で、初等教育と識字計画にはさほど脚光があてられなかつた。しかし世界的観点から見ると補助金は、初等教育で高い社会的利益をあげているのである。同様に、医療、研究施設、都市の病院などは保健部門への財政支出のなかで比較的高いシェアを得てきたが、予防と基礎保健ケアにおける社会的利益のほうははるかに大きいのである。

我われは将来、州政府とともに、我われの優先度を見直し、初等教育、基礎保健ケア、女性・児童福祉といった教育・保健部門への財政支出比を高める必要がある。このような方向転換はまた、ケララ州の経験とその他の州の比較研究でも明らかになったことであるが、多くの研究が出産率、粗出生率の低下について女性識字率の重要性を強調しているとおり、我われの人口政策によい結果を生むであろう。家族計画は、これまで成果をあげていない（ウッタル・プラデシュ、ビハール、マディヤ・プラデシュ、ラジャスタンといった）州の出生率の引き下げに特に留意しながら、改善していく必要がある。

初等教育、基礎保健への支出優先度のシフトは、高等教育と非基礎的保健施設への現行補助金の削減を要する。これは、その受益者のほとんどが支払い能力を持つという点から正当化できる。そうでない者については、成績を基礎とする奨学金などの特別計画が適正な方法である。これらの公共サービスのコスト回収も、責任体制を回復し、浪費を引き締めることになろう。さらに、公的供給を補完するために民間の参入も促したい。

（5）雇用と貧困の緩和

貧困という災いを除去するための最も確実で現実的な手段は、生産と雇用の迅速かつ持続的な成長である。基本的には、これまで述べてきたすべての改革借置はこの目的を目指している。そして、我われが上に述べたような分野に人的資源開発努力を振り向けるならば、成長の質とパターンは貧しい者を配慮したものとなろう。もしわが国の国民が字を学び、基礎的保健を享受できるならば、彼らは特徴的かつ広範な発展の過程から恩恵を受け、また発展に貢献することができる。にもかかわらず我われの社会の最も貧しい人々は、所得と雇用の成長の環から取り残される危険性がある。IRD（総合農村開発計画）とジャワーハル・ローズガル・ヨージャナー（雇用計画）は、彼らを対象とすべきである。そして彼らこそが、公的配給制度をとおした食糧その他必需品供給の第一の受益者となるべきである。これらすべての計画は、恩恵が真に貧しい者にわたり、資格のない者に決して「流用」されないよう、作り直すべきである。同時に、これらの

計画は、その恩恵が地元の人々に利用される耐久資産を作り出すものでなければならない。村落産業と工芸は、農村地帯で農業外雇用を拡大するために、より効果的な技術、市場、信用体制を必要としている。そのためには、実行力のある分権化されたパンチャーヤット体制が役立つ。

（6）対外部門強化策

1990/91年度の危機は、対外経済部門でのわが国の脆弱性を証明し、国際収支改善と借り入れ資金への依存縮小の必要性を強めた。解決方法は、より迅速かつ持続的な輸出成長にある。迅速な輸出成長は、自立を達成し、外国からの借り入れに過度に依存しなくとも輸入需要に応じられるための唯一の確実な方法である。すでに述べたように、輸出に相応の奨励を与えるための必要な政策は、過去2年間に実施されている。これからは以下の借置をとる。

- ・残存する輸出量規制をできる限り早く段階的に解除する。
- ・わが国の貿易・産業政策の中の反輸出バイアスを正すために、関税体制の修正手続きをとる。
- ・残存する輸入ライセンス規制も、社会的・環境的目的のものを除き、段階的に解除する。矛盾しているようであるが、輸入規制は国際収支改善にとっては好ましい方法ではない。輸入へのアクセスを容易にすることは、輸出関係者が輸入財入手しやすくなることであり、輸入ライセンス制度のもとで保護され、輸出活動から資金を獲得してきた国内生産者の不当に高い利益を減らすことになるため、必要である。
- ・この過程で我われはまた、第8次計画で述べているとおり、消費財への圧倒的な保護借置を減らしていく。

貿易政策に加えて、対外競争力は、電力、運輸、通信、銀行といったインフラ部門の競争力に大きく左右される。現在、世界市場での競争は厳しい。電力不足が継続し、港湾が混雑し非能率で、道路は補修されておらず、通信網は限られているうえに信頼できず、金融サービスも遅く不規則であるならば、世界市場での競争に勝ち目はない。これらの問題のすべては、以下に述べるような基盤サービスの組織改正と実行を必要としている。基盤整備に必要な改革の多くは、当該州政府・機関が担うものであることを強調しておきたい。ヒマーチャル・プラデシュ州とカルナータカ州における後進県のいくつかが獲得した利益は、農業関連輸出能力の成果を証明している。しかし同時に、整備された基盤の役割の重要性も明らかにしている。（以下略）

主要統計 インド 1993年

第1表 国民所得

第2表 卸売物価指數

第3表 農業生産

第4表 工業生産指數

第5表 中央・州・連邦直轄地財政報告

第6表 外貨準備

第7表 國際収支

第8表 相手国別貿易額

第9表 主要輸入品

第10表 主要輸出品

第11表 外国援助

第12表 対外債務

(使用記号: - 該当なし, … 不明, 0 ゼロ・極少)

対米ドル為替レート (1米ドル=ルピー, 年平均)

年 度	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993
ルピー	12.369	12.611	12.962	13.917	16.226	17.504	22.742	25.918	30.493

(出所) IMF, *International Financial Statistics*.

第1表 国民所得 (会計年度 4月～3月)

	G N P (1,000万ルピー)		N N P (1,000万ルピー)		1人当たりN N P (ルピー)		N N P 指数 (1950/51=100)		1人当たりN N P 指数 (1950/51=100)	
	時価	1980/81 価格	時価	1980/81 価格	時価	1980/81 価格	時価	1980/81 価格	時価	1980/81 価格
1985/86	232,370	155,365	206,133	139,025	2,730.2	1,841.4	2,402.2	343.7	1,143.3	163.4
1986/87	258,225	161,535	228,402	144,242	2,962.4	1,870.8	2,663.9	356.6	1,240.5	166.0
1987/88	292,232	168,121	258,891	149,787	3,285.4	1,900.9	3,019.5	370.3	1,375.8	168.7
1988/89	349,021	185,708	310,100	166,232	3,852.2	2,065.0	3,616.7	410.9	1,613.1	183.2
1989/90	400,096	196,132	354,526	175,400	4,313.0	2,133.8	4,134.9	433.6	1,806.1	189.4
1990/91	465,827	206,375	413,943	184,460	4,933.8	2,198.6	4,827.9	456.0	2,066.1	195.1
1991/92*	535,055	209,306	473,246	186,135	5,528.6	2,174.5	5,519.5	460.1	2,315.2	193.0
年間成長率(%)										
1985/86	12.2	4.1	11.4	3.9	9.1	1.7				
1986/87	11.1	4.0	10.8	3.8	8.5	1.6				
1987/88	13.2	4.1	13.3	3.8	10.9	1.6				
1988/89	19.4	10.5	19.8	11.0	17.3	8.6				
1989/90	14.6	5.6	14.3	5.5	12.0	3.3				
1990/91	16.4	5.2	16.8	5.2	14.4	3.0				
1991/92*	14.9	1.4	14.3	0.9	12.1	-1.1				
期間成長率(年率%)										
第1次計画(1951～56)	1.7	3.7	1.3	3.6	-0.5	1.7				
第2次計画(1956～61)	9.4	4.1	9.2	3.9	7.1	1.9				
第3次計画(1961～66)	9.5	2.7	9.3	2.3	6.9	0.1				
年次計画(1966～69)	12.1	3.9	12.1	3.7	9.6	1.4				
第4次計画(1969～74)	10.9	3.4	10.8	3.3	8.4	0.9				
第5次計画(1974～79)	10.6	5.0	10.3	4.9	7.8	2.6				
年次計画(1979～80)	9.5	-4.9	8.2	-6.0	5.6	-8.2				
第6次計画(1980～85)	15.1	5.5	14.9	5.4	12.5	3.2				
第7次計画(1985～90)	14.1	5.6	13.9	5.6	11.5	3.3				

(注) *速報値。

(出所) Government of India, *Economic Survey, 1992/93*, pp. S.3-4.

第2表 卸売物価指數 (会計年度 4月～3月, 週平均)

(1981/82=100)

	ウエイト	1984/85	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92
全 商 品	100.00	120.1	125.4	132.7	143.6	154.3	165.7	182.7	207.8
I. 一 次 産 品	32.30	126	126	137	153	160	164	185	218
食 料 品	17.39	132	134	148	161	177	179	201	241
非 食 料 品	10.08	125	120	134	163	160	166	194	229
鉱 物 (含 石 油)	4.83	105	107	104	101	99	102	109	109
II. 燃 料 ・ 動 力 ・ 潤 滑 油	10.66	117	130	139	143	151	157	176	199
III. 製 造 品	57.04	118	124	129	139	152	169	183	203
食 料 品	10.14	114	117	129	141	148	165	182	206
織 繊	11.55	120	120	116	127	140	158	171	188
化 学 ・ 化 学 製 品	7.36	112	118	125	132	136	140	148	168
卑 金 属, 合 金, 金 属 製 品	7.63	123	140	141	150	176	206	220	235
工 作 機 械	6.27	112	121	127	132	151	166	180	208

(出所) 第1表に同じ(pp. S.64-65)。

第3表 農業生産(農業年度7月~6月)

		単位	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92 ¹⁾
食	糧	100万トン	150.4	143.4	140.4	169.9	171.0	176.4	167.1
秋作	食糧	〃	85.2	80.2	74.6	95.6	101.0	99.4	91.4
春作	食糧	〃	65.2	63.2	65.8	74.3	70.0	77.0	75.7
(a) 穀	類	〃	137.1	131.7	129.4	156.1	158.2	162.1	155.0
	米	〃	63.8	60.6	56.8	70.5	73.6	74.3	73.7
小	麦	〃	47.1	44.3	46.2	54.1	49.8	55.1	55.1
ジヨウ	ワール	〃	10.2	9.2	12.2	10.2	12.9	11.7	8.4
メイ	ズ	〃	6.6	7.6	5.7	8.2	9.7	9.0	8.0
バジ	ラ	〃	3.7	4.5	3.3	7.8	6.6	6.9	4.6
(b) 豆	類	〃	13.4	11.7	11.0	13.8	12.8	14.3	12.0
グ	ム	〃	5.8	4.5	3.6	5.1	4.2	5.4	4.2
ト	ル	〃	2.4	2.3	2.3	2.7	2.7	2.4	2.2
非	食糧								
(a) 油	料種子 ²⁾	100万トン	10.8	11.3	12.7	18.0	16.9	18.6	18.3
(b) 砂糖	きび	〃	170.7	186.1	196.7	203.0	225.6	241.0	249.3
(c) 紡	花	100万ペイル ³⁾	8.7	6.9	6.4	8.7	11.4	9.8	9.8
(d) ジュ	ート	ト	〃	10.9	7.4	5.8	6.7	7.1	7.9
(e) メス	タ	〃	1.8	1.3	1.0	1.2	1.2	1.3	1.3
(f) ジヤガイモ		100万トン	10.4	12.7	14.1	14.9	14.8	15.2	15.7

(注) 1) 暫定。2) 落花生、菜種、マスター、胡麻、亜麻仁、ひま。3) 1ペイルは170kg、ジュートとメスタの1ペイルは180kg。

(出所) 第1表に同じ(p. S.16)。

第4表 工業生産指数(1980/81=100)

業種	ウェイト	1985/86	1986/87	1987/88	1988/89	1989/90	1990/91	1991/92*
総合指数	100.00	142.1	155.1	166.4	180.9	196.4	212.6	212.4
鉱業	11.46	167.5	177.9	184.6	199.1	211.6	221.2	221.8
製造業	77.11	136.9	149.7	161.5	175.6	190.7	207.8	204.4
食品	5.33	125.6	133.2	139.0	148.5	150.9	169.8	176.8
飲料・タバコ	1.57	112.1	98.5	84.9	92.1	103.0	104.8	119.1
綿製品	12.31	110.4	112.5	111.2	107.8	112.3	126.6	128.2
ジュート製品	2.00	97.2	101.1	91.0	101.9	97.4	101.6	90.4
織維製品	0.82	112.8	87.1	91.7	134.2	151.7	103.2	97.2
木・木製品	0.45	232.2	246.1	161.7	171.7	176.0	197.2	185.0
紙製品	3.23	148.5	163.2	166.3	171.3	181.5	198.0	205.1
皮・毛皮製品	0.49	169.2	177.7	185.5	177.4	188.3	194.3	181.5
ゴム・プラスチック・								
石油・石炭製品	4.00	153.0	149.6	155.1	168.3	173.5	174.0	172.2
化学生産品	12.51	154.3	175.5	200.9	233.4	247.6	254.1	261.3
非鉄金属製品	3.00	157.3	160.3	158.1	184.6	189.9	193.1	205.2
卑金属製品	9.80	117.0	126.8	135.6	144.9	143.7	158.8	168.0
金属製品	2.29	114.7	124.5	129.6	133.5	142.6	143.1	133.1
機械機器	6.24	130.2	141.8	139.2	161.2	171.9	186.9	181.4
電気機器	5.78	200.6	254.7	335.2	346.0	459.2	563.6	492.9
輸送用機器	6.39	135.8	144.9	151.9	171.3	181.1	192.5	189.3
その他の	0.90	152.7	235.4	272.1	306.3	333.2	321.8	269.8
電力	11.43	152.4	168.1	181.0	198.2	219.7	236.8	257.0

(注) *暫定値。

(出所) 第1表に同じ(p. S.39)。

第5表 中央・州・連邦直轄地財政報告（会計年度4月～3月）

(単位：1,000万ルピー)

		1988/89 (実績)	1989/90 (実績)	1990/91 (実績)	1991/92 (予算)	1991/92 (修正見積)	1992/93 (予算)
I.	総歳出	130,048	158,107	176,548	198,158	198,922	220,275
A.	開発	79,548	98,501	105,922	116,724	117,391	129,161
B.	非開発	50,500	59,606	70,626	81,434	81,531	91,114
1.	防衛	14,940	16,295	17,097	18,100	18,187	19,620
2.	公債利息	16,447	20,501	25,006	31,967	31,861	37,700
3.	徴税費	1,552	1,795	1,973	2,276	2,272	2,430
4.	警察	4,086	4,833	5,657	6,035	6,484	6,966
5.	その他	13,475	16,182	20,893	23,056	22,727	24,398
II.	経常歳出	85,714	103,114	110,607	132,411	132,452	150,289
A.	税収	66,925	77,692	87,723	102,896	102,475	115,331
1.	所得法人税	8,691	9,808	10,712	13,091	14,088	15,559
2.	関税	15,805	18,036	20,644	25,899	22,895	25,212
3.	連邦消費税	18,841	22,406	24,514	26,888	27,696	31,146
4.	売上税	13,670	15,662	18,228	21,081	21,813	25,062
5.	その他	9,918	11,780	13,625	15,937	15,983	18,352
B.	非税収	18,789	25,422	22,884	29,515	29,977	34,958
	公共企業の余剰金	9,174	11,892	11,183	14,856	13,131	15,919
III.	(I-II)ギャップ	44,334	54,993	65,941	65,747	66,470	69,986
IV.	資本受取り(純)(A+B)	39,232	44,380	54,455	54,802	57,542	62,903
A.	国内(純)	36,172	40,813	50,192	50,424	51,504	57,528
1.	市場借入れ(純)	11,168	10,405	11,308	11,700	11,691	9,180
2.	少額貯金(純)	5,475	7,958	8,309	7,210	5,520	6,170
3.	プロヴィデント・ファンド(公)	2,957	3,590	3,887	4,186	4,340	4,735
4.	同上(私)	5,657	7,000	6,721	7,000	6,850	8,000
5.	中央銀行からの特別借入	-190	-106	-105	-55	-55	-55
6.	その他	11,105	11,966	20,072	20,383	23,158	29,598
B.	対外借入れ	3,060	3,567	4,263	4,378	6,038	5,375
1.	純借入れ(PL480を除く)	2,521	2,595	3,181	3,292	3,976	4,064
(i)	粗借入れ	4,016	4,443	5,339	6,544	7,256	7,950
(ii)	支払い	1,495	1,848	2,158	3,252	3,280	3,886
2.	贈与	600	754	586	868	975	866
3.	P L 480 : 1974年協定	—	—	—	—	—	—
4.	純特別信用	(-61)	(-32)	(-76)	(-153)	(-196)	(-218)
5.	リヴォルビング・ファンド	—	250	572	371	1,283	663
V.	総財政収支	5,102	10,613	11,486	10,946	8,928	7,083

(出所) 第1表に同じ(pp. S.41-42)。

第6表 外貨準備(会計年度4月～3月)

(単位：100万ドル)

各年度末	準備				IMF勘定		
	金	S D R	外貨	計	引出し	買い戻し	買い戻し残高
1981/82	335	473	3,582	4,390	692	40	964
1982/83	324	291	4,281	4,896	1,968	—	2,876
1983/84	320	230	5,099	5,649	1,376	70	4,150
1984/85	325	145	5,482	5,952	201	134	3,932
1985/86	417	131	5,972	6,520	—	209	4,290
1986/87	471	179	5,924	6,574	—	521	4,291
1987/88	508	97	5,618	6,223	—	930	3,653
1988/89	473	103	4,226	4,802	—	1,070	2,365
1989/90	487	107	3,368	3,962	—	873	1,493
1990/91	3,496	102	2,236	5,834	1,858	647	2,623
1991/92	3,499	90	5,631	9,220	1,240	460	3,451

(出所) 第1表に同じ(pp. S.74-75)。

第7表 國際収支(会計年度4月～3月)

	1987/88		1988/89		1989/90	
	1,000万ルピー	100万ドル	1,000万ルピー	100万ドル	1,000万ルピー	100万ドル
輸入(c.i.f.)	25,692.5	19,815.6	34,202.3	23,617.6	40,642.4	24,411.0
輸出(f.o.b.)	16,396.4	12,645.9	20,646.7	14,257.1	28,229.0	16,955.2
貿易収支	-9,296.1	7,169.7	-13,555.6	-9,360.5	-12,413.4	-7,455.8
非貨幣用金(純)	—	—	—	—	6.4	3.8
インビジブル						
受け取り	9,278.5	7,156.1	10,926.3	7,544.9	12,483.9	7,498.2
支払い	6,275.0	4,839.6	8,950.8	6,180.8	11,459.1	6,882.7
純	3,003.5	2,316.5	1,975.5	1,364.1	1,024.8	615.5
経常収支	-6,292.6	-4,853.2	-11,580.1	-7,996.4	-11,382.2	-6,836.5
資本移転						
民間						
受け取り	38,880.5	2,992.9	7,431.5	5,131.6	11,374.6	6,831.9
支払い	966.3	745.3	2,520.7	1,740.7	6,191.4	3,718.7
純	2,914.2	2,247.6	4,910.8	3,390.9	5,183.2	3,113.2
政府その他						
受け取り	8,499.1	6,555.0	9,465.5	6,536.2	12,015.3	7,216.7
支払い	4,837.9	3,731.3	3,571.7	2,466.4	6,153.3	3,695.8
純	3,661.2	2,823.7	5,893.8	4,069.8	5,862.0	3,520.9
償還	-3,611.0	-2,785.0	-3,924.3	-2,709.8	-3,773.4	-2,266.4
IMF買い戻し	-1,209.0	-932.5	-1,547.3	-1,068.4	-1,459.6	-876.7
銀行	74.8	57.7	-265.2	-183.1	59.2	35.6
誤差脱漏	-947.7	-730.9	203.4	140.5	-720.0	-432.5
総合収支	-5,410.1	-4,172.6	-6,308.9	-4,356.5	-6,230.8	-3,742.4
外国借款	4,453.9	3,435.1	4,859.6	3,355.7	4,998.4	3,002.2
IMF勘定	—	—	—	—	—	—
S D R 勘定	—	—	—	—	—	—
準備減(+)/増(-)	956.2	737.5	1,449.3	1,000.8	1,232.4	740.2
合計	5,410.1	4,172.6	6,308.9	4,356.5	6,230.8	3,742.4

(注) *改定値。

(出所) 第1表に同じ(pp. S.76-78)。

第8表 相手国別貿易額

(単位:1,000万ルピー)

	1987/88		1988/89		1989/90		1990/91		1991/92	
	輸出	輸入								
O E C D	8,838	12,380	11,301	16,059	14,743	20,224	17,428	23,310	25,482	25,939
ペルギー	485	1,371	885	2,055	1,209	2,696	1,259	2,718	1,644	3,422
フランス	379	798	427	806	638	1,612	766	1,304	1,049	1,516
ドイツ(旧西ドイツ)	1,059	2,159	1,236	2,458	1,778	2,750	2,549	3,473	3,131	3,844
イギリス	1,015	1,829	1,153	2,398	1,602	2,974	2,128	2,894	2,806	2,963
カナダ	166	299	197	428	264	454	281	559	465	690
アメリカ	2,920	2,002	3,728	3,239	4,474	4,260	4,797	5,245	7,201	4,917
オーストラリア	180	503	265	707	335	887	321	1,464	499	1,445
日本	1,614	2,126	2,154	2,631	2,727	2,820	3,039	3,245	4,071	3,376
O P E C	962	2,953	1,193	3,779	1,841	5,074	1,831	7,041	3,850	9,419
イラン	139	144	89	129	132	390	141	1,018	302	1,435
サウジアラビア	278	765	324	1,893	429	1,448	419	2,899	866	3,556
東欧	2,594	2,126	3,356	1,947	5,336	2,990	5,819	3,377	4,814	2,444
ロシア(旧ソ連)	1,963	1,608	2,609	1,258	4,463	2,038	5,255	2,548	4,043	1,796
途上国	2,204	3,800	3,315	5,260	4,246	6,031	5,465	7,965	7,101	7,427
アフリカ	304	626	384	939	521	857	668	959	958	1,961
アジア	1,866	2,680	2,821	3,737	3,634	4,452	4,665	6,033	5,892	4,595
ラテン・アメリカ	33	494	110	584	93	723	132	974	251	872
その他	1,076	985	1,068	1,190	1,515	1,097	2,010	1,500	2,795	2,620
合計	15,674	22,244	20,232	28,235	27,682	35,416	32,553	43,193	44,042	47,851

(出所) 第1表に同じ(pp. S.92-93)。

第9表 主要輸入品(会計年度4月~3月)

(単位:数量1,000トン、金額:1,000万ルピー)

	1987/88		1988/89		1989/90*		1990/91		1991/92	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
I 食料・動物(カシュー実を除く)	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA
穀類	143.5	66	2,750.6	774	761.2	378	308.3	182	187.7	173
II 原材料・中間製品	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA
カシュー実	42.6	64	45.1	61	57.2	77	82.6	134	106.1	267
ゴム(合成・再生を含む)	78.5	120	91.4	173	83.0	172	105.1	226	55.6	182
織維	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA
合成・再生織維	15.6	30	13.2	33	23.0	65	21.2	56	12.8	48
羊毛	33.4	132	22.5	157	21.4	172	29.4	182	27.7	198
石油・潤滑油	21,883.0	4,043	24,310.0	4,358	26,054.0	6,274	29,359.0	10,816	33,800.0	13,127
食用油	1,944.9	969	1,083.1	730	292.0	211	525.8	326	226.1	248
肥料	4,375.0	508	5,416.2	934	7,088.8	1,777	7,560.3	1,766	6,926.7	2,352
化学品	—	1,082	—	1,894	—	2,135	—	2,289	—	3,399
パルプ・スクラップ紙	473.7	239	410.1	260	451.4	304	678.2	458	385.5	299
紙・ボール紙	282.8	270	255.3	305	260.2	358	286.4	456	260.1	488
非金属鉱物製品	—	NA	—	—	—	NA	—	NA	—	NA
真珠・貴石	—	2,018	—	3,176	—	4,242	—	3,738	—	4,825
鉄鋼	2,298.8	1,320	2,225.1	1,933	3,618.4	2,305	1,920.5	2,113	1,390.4	1,970
非鉄金属製品	—	639	—	776	—	1,253.0	—	1,102	—	840
III 資本財	—	6,566	—	6,956	—	8,831.0	—	10,466	—	10,436
非電気機器	—	2,826	—	2,872	—	3,532.0	—	4,240	—	4,020
電気機器	—	1,093	—	1,563	—	1,921.0	—	1,702	—	1,553
輸送機器	—	760	—	753	—	1,526.0	—	1,670	—	915
IV その他の	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA	—	NA
合計	—	22,244	—	28,235	—	35,416.0	—	43,193	—	47,851

(注) *暫定値。

(出所) 第1表に同じ(pp. S.86-88)。

第10表 主要輸出品（会計年度4月～3月）

(単位：数量1,000トン、金額：1,000万ルピー)

	1987/88		1988/89		1989/90*		1990/91		1991/92	
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
農 水 産 物	—	3,504	—	3,723	—	4,879	—	6,317	—	8,228
コ 一 ヒ	91.6	262	84.3	294	115.6	347	86.5	252	98.4	332
茶	206.1	601	193.7	609	211.4	917	199.1	1,070	216.4	1,212
コ ブ ラ ・ ケ 一 キ	1,126.5	213	1,609.2	409	2,323.6	610	2,447.8	609	7,758.1	922
タ バ コ	72.2	135	54.6	126	70.7	175	87.1	263	84.2	377
カ シ ュ 一 実	41.6	315	36.7	276	48.5	368	55.5	447	52.4	676
ス パ イ ス	91.8	337	104.6	275	112.1	277	103.0	234	141.8	372
砂 原	18.7	12	102.8	10	158.9	33	191.0	38	445.7	157
米	80.2	110	16.6	21	53.0	128	374.3	846	106.2	305
魚 肉 類	388.8	339	349.6	331	421.7	427	505.0	462	678.5	756
肉 類	98.4	533	115.6	630	124.9	687	158.9	960	190.2	1,443
果 実 ・ 野 菜 ・ 豆 類	—	88	—	94	—	114	—	140	—	231
そ の 他 の 加 工 食 品	—	128	—	170	—	202	—	213	—	349
鉱 石 ・ 鉱 物	—	174	—	177	—	210	—	213	—	190
雲 鉄 鉱 石 母	—	767	—	1,003	—	1,363	—	1,497	—	2,030
製 造 業 製 品	37.6	23	47.1	29	37.9	30	33.0	31	34.4	35
織 繊 維 ・ 同 製 品	29.4	554	33.0	673	35.6	928	32.5	1,049	29.5	1,435
綿 糸 ・ 編 布	—	10,707	—	14,947	—	20,659	—	23,736	—	32,693
既 製 服	—	3,309	—	3,722	—	5,398	—	6,926	—	10,106
や し 織 維 ・ 同 製 品	—	1,145	—	1,155	—	1,507	—	2,100	—	3,204
ジ ュ ー ト 製 品	—	1,820	—	2,102	—	3,226	—	4,012	—	5,422
皮 草 ・ 皮 草 製 品	—	30	—	32	—	41	—	48	—	70
手 工 芸 品	260.0	241	210.0	233	280.0	296	220.0	298	240.0	391
う ち 貴 石 ・ 宝 石	—	1,250	—	1,522	—	1,950	—	2,600	—	3,128
化 学 製 品	—	3,167	—	5,103	—	6,168	—	6,167	—	8,349
機 械 製 品 よ び 鉄 鋼	—	2,613	—	4,392	—	5,296	—	5,247	—	6,750
鉱 業 燃 料 ・ 潤 滑 油	—	801	—	1,288	—	2,143	—	2,544	—	3,925
そ の 他	—	1,480	—	2,256	—	3,289	—	3,877	—	5,508
合 計	—	657	—	518	—	740	—	948	—	1,041
合 計	—	40	—	40	—	40	—	55	—	51
	—	15,674	—	20,232	—	27,681	—	32,553	—	44,042

(注) *暫定値。

(出所) 第1表に同じ(pp. S.89-91)。

第11表 外国援助（会計年度4月～3月）

	ローン		グラント		合 計	
	1,000万ルピー	100万ドル	1,000万ルピー	100万ドル	1,000万ルピー	100万ドル
約 束 額						
1985/86	5,337.0	4,362.1	313.4	256.2	5,650.4	4,618.2
1986/87	5,730.0	4,484.2	429.5	336.1	6,159.5	4,820.4
1987/88	8,203.1	6,326.7	1,062.2	819.2	9,265.3	7,145.9
1988/89	12,855.6	8,877.0	214.2	147.9	13,069.8	9,024.9
1989/90	10,105.8	6,069.9	720.2	432.6	10,826.0	6,502.5
1990/91	7,601.3	4,236.4	522.1	291.0	8,123.4	4,527.3
1991/92	11,805.8	4,766.0	901.8	364.1	12,707.6	5,130.0
使 用 額						
1985/86	2,493.1	2,037.7	422.9	362.0	2,936.0	2,399.7
1986/87	3,175.7	2,485.3	429.3	336.0	3,605.0	2,821.3
1987/88	4,574.4	3,528.0	477.5	368.2	5,051.9	3,896.2
1988/89	4,738.6	3,272.1	565.8	390.7	5,304.4	3,662.7
1989/90	5,137.8	3,086.0	664.7	399.2	5,802.5	3,485.2
1990/91	6,170.0	3,438.7	534.3	297.8	6,704.3	3,736.4
1991/92	10,659.9	4,317.9	919.1	371.0	11,615.0	4,689.0

(出所) 第1表に同じ(pp. S.98-99)。

第12表 対外債務

(単位:1,000万ルピー)

	3月末				9月末 1992
	1989	1990	1991	1992	
I 国際機関	27,535	32,886	40,386	68,266	68,548
政府借入れ	26,719	31,575	38,429	63,787	63,807
譲許的借入れ	19,333	21,760	25,849	40,990	41,899
非譲許的借入れ	7,386	9,815	12,580	22,797	21,908
非政府借入れ	816	1,311	1,957	4,479	4,741
譲許的借入れ	0	0	0	0	0
非譲許的借入れ	816	1,311	1,957	4,479	4,741
II 二国間	20,189	23,029	27,430	47,655	46,889
政府借入れ	17,640	19,480	23,117	40,423	39,149
譲許的借入れ	17,640	19,480	34,117	40,423	39,149
非譲許的借入れ	0	0	0	0	0
非政府借入れ	2,549	3,549	4,313	7,232	7,740
譲許的借入れ	398	441	514	928	1,179
非譲許的借入れ	2,151	3,108	3,799	6,304	6,561
III I M F	3,696	2,572	5,132	8,934	10,830
IV 輸出信用	4,069	4,167	4,553	7,374	8,688
V 市場借入れ	12,803	15,988	19,727	35,664	36,190
VI 非居住者・外貨預金	10,109	12,269	14,039	15,832	15,836
非居住者預金口座	10,109	12,269	13,852	15,185	15,004
外貨預金口座	0	0	187	647	792
VII 長期債務(I~VI)	78,401	90,911	111,267	183,725	186,981
VIII 短期債務	6,091	9,465	11,683	15,242	15,991
IX 債務総額(VII+VIII)	84,492	100,376	122,950	198,967	202,972

(出所) 第1表に同じ(pp. S.108-109)。